

SDGs スポットライトレポート 2021

2021年7月

一般社団法人 SDGs市民社会ネットワーク



<https://www.sdgs-japan.net/>

一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワークとは？



持続可能な世界の実現を目指して 2016 年に設立されたネットワーク団体です。SDGs 達成を目指す NGO や NPO を中心に、民間企業や協同組合など 140 団体が参加しています。「誰一人取り残さない」という SDGs の理念に則り、経済・社会・環境の三側面が統合された持続可能な世界の実現のために、市民社会の立場から、民間企業や自治体、国際機関、政府、国際的な市民社会組織と連携して政策提言活動に取り組んでいます。

<https://www.sdgs-japan.net/>

目次

P03 本レポートの位置づけ

P04 「誰一人取り残さない」SDGsの達成に向けて

<各目標の進捗評価と提言>

P07		P27		P40	
P09		P29		P42	
P10		P31		P45	
P18		P33		P47	
P21		P35		P52	
P26		P39			

本レポートの位置づけ

「持続可能な開発目標(SDGs)」を含む 2030 アジェンダが採択されてから 6 年になろうとしています。国内での SDGs の認知度は少しずつ高まっていますが、日本でも世界でも SDGs 達成への歩みは順調とは言えず、国連は、2030 年まで残り 10 年となった 2020 年、今後の 10 年を「行動の 10 年」とすることを発表しました。しかし、2020 年に発生した、新型コロナウイルス感染症(以下、COVID-19)のパンデミックは、少しずつ積み上げた SDGs の成果を一気に後退させる状況を生んでいます。気候危機への対応や再生可能エネルギーの普及、税制や社会保障制度を含む公正な経済システム、ジェンダー平等や、国籍、障害、民族、SOGI、年齢等が理由になって脆弱な状況にある方々、周縁化されがちな方々の人権の保障など、「誰一人取り残さずに」日本と世界で SDGs を達成するために、喫緊の課題が山積しています。

「SDGs スポットライトレポート 2021」は、一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク(以下、SDGs ジャパン)が、日本と世界の SDGs 達成に向けた現状と課題を分析し、日本政府への提言をまとめたものです。SDGs ジャパンに設置された 11 の分野別ユニット(開発、障害、防災・減災、環境、教育、ジェンダー、国際保健、地域、貧困、社会的責任、ユース)が主に執筆をしました。2021 年の国連「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム」(以下、HLPF)で発表される日本の「自発的国別レビュー」(以下、VNR)に合わせ、市民社会の視点でレポートをまとめました。

SDGs ジャパンは、2017 年に日本政府が作成した第 1 回目の VNR に向けて独立レポートを作成しましたが、それから 4 年が経過した今回も、市民社会の視点から「誰一人取り残さない」、持続可能な社会を実現するためのポイントをまとめました。SDGs の進捗評価と同時に、今後取り組むべき具体的な施策にも言及しています。内容は、2021 年 4 月 23 日に実施した「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムに関する市民社会と関係府省庁の意見交換会」において提出した資料が基礎となっています。進捗評価や提言作成にあたって活用した評価方法およびデータは、執筆したテーマ別ユニットや会員団体によってさまざまです。掲載した内容は市民社会からの多様な提言であり、必ずしも SDGs ジャパンとしての見解を代表するものではないことを申し添えます。

初めに SDGs 達成に向けた包括的で分野横断的な提言について述べ、次に各目標の進捗評価や提言を述べています。なお、本文の各提言の末尾に執筆を担当したユニットもしくは団体の名称を記載しています。

「誰一人取り残さない」SDGs の達成に向けて

このセクションでは、以下の4つに関して、SDGs 達成のために SDGs ジャパンが提言してきた内容を述べる。

1. LNOB
2. VNR プロセス
3. 進捗評価に関する統計データ
4. マルチベネフィット

1. LNOB

誰一人取り残すことなく、貧困のない持続可能な社会へ世界を変革する。これは 2015 年に国連で採択された SDGs の根底にある理念である。SDGs ジャパンは、多様な当事者を含む市民社会の視点から SDGs の達成を目指している。COVID-19 のパンデミックは世界を一変させており、社会・経済・環境の複合的で緊急の課題を抱える今こそ、「SDGs を軸にした対策」が変革に必要である。(SDGs ジャパン)

2. VNR プロセス

VNR とは、SDGs 進捗における各国の成功事例や課題および経験を共有し、SDGs の実施に向けてあらゆるステークホルダーが連携して政策が強化されることを目的に各国が自発的に作成するレポートである。VNR は毎年 7 月に開催される HLPF で発表されており、日本政府はこれまでに 2017 年に実施し、今回 2 回目の VNR を発表する。

VNR の改善と拡大

- VNR の第 1 サイクル (2016 年 -2019 年) では、報告や策定プロセスに一貫性がなく、また多くの国で市民社会の関与が限られていたことが指摘されている。さらに、多くの VNR が形式化されておらず、比較分析が困難であった。国レベルの VNR プロセスと、HLPF を通じたグローバルレベルの VNR プロセスの両方において、「誰一人取り残さない」という原則を遵守し、社会全体のアプローチを実現するためのより体系的な取り組みが必要である。

ステークホルダー参画の改善と拡大、「誰一人取り残さない」というコミットメントの実現

- ・市民社会組織は、専門知識と分析を提供することで、より広い視点で SDGs の進捗状況を VNR に反映させることに貢献してきた。また、脆弱な立場に置かれた人々を含む多様な市民の声を聞き、市民社会ならではの視点で社会の状況について報告してきた。
- ・市民社会によるスポットライトレポートは、HLPF の公式セッションに大きな付加価値をもたらし、政府が作成する VNR 報告書を補完することができる。このような背景から、各国の市民社会の報告書は、HLPF のすべてのオンラインプラットフォームで紹介されるべきであり、また、VNR 報告や HLPF の他のセッションにおける対話型の議論で取り上げられることを求める。（開発）

3. 進捗評価に関する統計データ

日本政府による SDGs の進捗報告では、247 のグローバル指標のうち、90 のデータが公表されていない（2021 年 7 月現在）^{※1}。目標ごとに進捗を正確に把握するためにはグローバル指標のデータ公開を進めることが重要である。既に存在するデータであれば即時に公開し、データが存在しない場合は「公開する時期」を設定するか、国内の代替指標の活用を検討すべきである。また、地方創生 SDGs ローカル指標を用いた都道府県および基礎自治体による評価も重要である。

代替指標を設定する場合は、脆弱な立場に置かれた人々の状況をデータに含め、そうした人々が置かれている状況の正確な把握と脆弱性に対する取り組みの評価が必要である。また、これらの代替指標は、当事者団体との協議のうえで設定することが、極めて重要である。

細分化されたデータの集計も重要である。とりわけ、年齢別、性別、障害の有無などによるデータの収集は、グローバル指標でも求められていることであり、そうしたデータに基づく政策立案が重要である。これは「誰一人取り残されない」という SDGs の重要な原則を考えても、政策実施において周縁化されやすいグループが直面する課題やそれに対する取り組みを明確にする上で必要不可欠である。

統計データには定量的な手法のみならず、定性的な内容も可能な限り収集することが有効である。その上で、目標達成に向けた現状とのギャップや阻害要因、達成のために必

※1： Japan SDG Action Platform <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/index.html>

要な施策や取り組みについて示すことが重要である。

これらの情報を正確かつ適切な形で収集するために、課題の当事者や、当事者の最も近くで活動する市民社会団体などの参加を最大限確保することが重要である。(SDGs ジャパン)

ジェンダー平等は、日本の SDGs の進捗の中でも特に遅れているとして世界から注目が集まっている課題である。目標 5「ジェンダー平等」およびすべての達成目標に関し、性別・性自認などのデータを収集し、日本の現状を分析して取り組みを加速させる必要がある。(ジェンダー)

4. マルチベネフィット

SDGs の実践では分野横断的な取り組みの重要性が強調されている(「気候変動とジェンダー」や「資源開発と先住民の権利」等)。市民社会を含む多様なステークホルダーからの意見に対し、政府からの積極的なフィードバックを期待する。

SDGs の達成には、トレードオフを避けマルチベネフィットの追求が必要であり、目標毎のレビューのみならず、マルチベネフィット創出の観点でも評価することが重要である。例えば、気候変動とジェンダーについては、パリ協定でジェンダー平等と女性のエンパワーメントの重要性が謳われ、国連機関による自然エネルギー導入における女性の雇用促進のような取り組みも進められている。日本は 2050 年温室効果ガス(以下、GHG)の排出実質ゼロ及び女性活躍を推進しており、双方の同時達成のための取り組みの評価も有効である。(環境：JACSES)

1 貧困を
なくそう

SDG 1

あらゆる場所のあらゆる形態の
貧困を終わらせる

- ・SDG 1.2 では「2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる」という明確な達成目標が示されており、すべての個人の所得向上につながる更なる取り組みが必要である。しかし、日本政府は最新の相対的貧困率を公表していない。厚生省が「国民生活基礎調査」をもとに発表している相対的貧困率を公表すべきである。また、「1.2.1 各国の貧困ラインを下回って生活している人口の割合(性別、年齢別)」についても公表することが求められる。
- ・COVID-19 の影響により生活保護の申請件数は 2021 年 3 月まで 6 ヶ月連続で前年同月と比べて増加している(2021 年 3 月は同 8.6% 増)^{※2}。政府の取り組みとして、生活保護制度の利用を重ねて呼びかけていることを歓迎している。一方で、生活困窮者向けの取り組みとして、生活福祉資金の貸付や住居確保給付金など既存制度の柔軟運用しかなされていない現状を踏まえると、新たな取り組みが必要である。2021 年 4 月に設置された社会保障審議会・生活保護基準部会においては、生活扶助基準引き上げの検討が求められる。
- ・2019 年 11 月に見直された子どもの貧困対策大綱^{※3} では「貧困の連鎖を断ち切るため、全ての子どもが夢や希望を持てる社会の実現を目指し～」と記載されている。新たな大綱の内容にならい、子どもの権利条約の精神に則り、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが重要である。また、対策の推進にあたっては、子どもの意見が尊重され子どもの最善の利益が優先的に考慮されるべきである。(SDGs ジャパン)

※2：厚生労働省 被保護者調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/hihogosya/m2021/03.html>
 ※3：内閣府 <https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/r01-taikou.pdf>

- ・世界銀行は、パンデミックによって世界の極度の貧困層が 2020 年に過去 20 年以上の間で初めて増加する、との見通しを 2019 年 10 月に発表した※4。2020 年には新たに 8,800 万人から 1 億 1,500 万人が極度の貧困に陥るとしており、このままでは、2021 年にはこの増加数が 1 億 5,000 万人に達する、と予測している。2020 年の世界人口に占める極度の貧困層（1 日 1.90 ドル未満で生活する人々）の割合は、7.9%から 9.1 ~ 9.4%に増加するとも予測している。2019 年 12 月に日本政府が発表した「SDGs 実施指針改定版」では『国内実施、国際協力の両面において、世界を、誰一人取り残されることのない持続可能なものに変革し』とある。国際的な視点での貧困対策に取り組むことも重要である。具体的には、2020 年に対 GNI 比で 0.31%だった日本の ODA が、2030 年までに 0.7% に達する道筋を示すこと、貧困対策や感染症対策に効果的な贈与（グラント）の大幅な増加、そして DAC 定義による ODA のアンタイド化を進めることが必要である。（貧困）

※4：世界銀行プレスリリース <https://docs.google.com/document/d/17Qcxg7ITgVDsh6In3wtF4513WqwOaULs/edit>



SDG 2

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び
栄養改善を実現し、
持続可能な農業を促進する

- (1) 紛争や気候変動の影響で、世界の飢餓は増加傾向にある。また、COVID-19の影響で保健システムがもともと脆弱な国々において、通常の保健医療・栄養サービスが中断・弱体化している。飢饉のリスクに直面している人は 3,400 万人以上おり、また慢性的な栄養不良についても、もともと 5 歳未満の子どもの 3 人に 1 人が栄養不良の状態にあるところ、2022 年までに栄養不良で死亡する子どもはさらに 16 万 8,000 人増加し、栄養不足に陥る子どもは 1,000 万人以上増加の危機にあると推定されている。2021 年 12 月に日本政府が開催する栄養サミットにおいて、こうした世界の紛争・脆弱国および貧困国における栄養不良の状況を踏まえ、各国政府の資金および政策的なコミットメントの動員と、日本政府の栄養不良問題の解決に向けた野心的なコミットメントが求められる。
- (2) COVID-19 の影響によって、日本国内でも経済的な打撃により十分な食費を賄えない家庭が増加している。子どもの食の保障として学校給食の必要性が再確認されている現状も受けて、学校給食の無償化や、休校時や長期休暇中の家庭への食の提供などの取り組みが必要である。(国際保健：SDG2.2)

※5 : 日本政府 SDGs 推進本部 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/pdf/jisshi_shishin.r011220.pdf

3 すべての人に 健康と福祉を



SDG 3

あらゆる年齢のすべての人々の
健康的な生活を確保し、
福祉を促進する

SDGs を基本理念とする COVID-19 対策

・ COVID-19 は、第一義的には保健(目標 3)の問題であるが、保健にとどまらず、教育へのアクセス、貧困・格差、ジェンダーをはじめ、すべての目標に影響を及ぼしている。また、政府や地方自治体が COVID-19 にどう取り組むか、ということは、ガバナンスや公正さに関する目標である目標 16 や、パートナーシップに関する目標 17 と直結している。日本は COVID-19 に直面した初期の段階では、ターゲット 16.6 の透明性・説明責任やターゲット 16.7 の参加型意思決定といった統治原則の下で政策を組み立てることが出来ず、世論調査の内閣支持率維持を優先した短期的かつ無原則な政策展開が目立った。これは数ヶ月の COVID-19 との「共存」の中で一定、修正されてきたが、いまだに COVID-19 経験者や、COVID-19 の影響を強く受けているコミュニティからの政策議論への参画の道は閉ざされている他、政治的な優先順位に合わせてデータや指標を恣意的に扱うといったことも散見される。これらは、SDGs を基本理念とする COVID-19 対策という観点からは、本来、避けられるべきことである。

・ 多国間協力や二国間援助における COVID-19 対策においても、より脆弱性の高い国々や人々を対象として「誰一人取り残さない」支援が展開されたのかを、透明性や説明責任、市民社会の参加の確保などの観点から評価することが求められる。これについて、日本政府は当初から ACT アクセラレーターを中心とする国際協調の枠組みを尊重した多国間支援を行い、2021 年 6 月開催の COVAX サミットでは GAVI アライアンスと共催して途上国の COVID-19 支援策の迅速な展開に道を開いたことも高く評価できる。一方、二国間援助については、COVID-19 対策危機対応緊急支援借款の対象となった国の多くが「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)対象国であったことは、援助を外交政策に従属させず「最も必要なところに援助を行う」という観点に照らせば、批判的な観点を含めたレビューが必要となる。

- ・日本は他地域と比較すると COVID-19 の感染数・死者数共に相対的に低く抑えられているが、東アジア・東南アジア・大洋州地域に限定すれば、インドネシア、フィリピンに次ぐ被害を受けている。この要因については様々な指摘がなされている。例えば、日本は他の東アジア諸国が経験した SARS や H1N1 インフルエンザの影響が少なかったため、感染力の高い致死性の急性感染症に対する緊急対応の経験を積んでおらず、トライアル&エラーにおいて専門性と経験を獲得していくよりほかない状況に置かれた。その中で、感染の拡大を経るごとに中央政府と地方自治体の関係や、各省庁での分業体制、地域における医療体制などを組み立てていった。この「トライアル&エラー」のプロセスにこそ、他国と将来に共有すべき教訓が存在する。これについては、今後 SDGs の観点から、定量的手法、定性的手法の双方を活用して記録し、評価を行う必要がある。また、COVID-19 のインパクトおよびその対策について評価することは、日本の保健医療の「本来の實力」を評価することにもなる。
- ・ COVID-19 については、保健医療分野(目標3)のみならず、社会・経済分野を含め、他のすべての目標における影響と、それに対する政策や現場での取り組みについて、失敗事例や困難事例も含めて評価の対象とする必要がある。
- ・ COVID-19 は、社会的・経済的・制度的に脆弱性を抱える人々に大きな影響を与えている。日本は国際的にはユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (以下、UHC) の達成度が高い国として認識されているが、コロナで明らかになったのは、日本の UHC を担保する制度の多くに課題が生じており、特に脆弱性の高いコミュニティの人々にとって、保健・医療・福祉へのアクセスに相当の負担が生じているということである。アフリカ日本協議会が 4 月～ 5 月にかけて、UHC の実現のための国際的な調整機関である「UHC2030」が呼びかける「UHC 誓約進捗状況調査」(State of UHC Commitment)に呼応して行った、法的・社会的・経済的に脆弱な状況に置かれたコミュニティのリーダーやソーシャルワーカー、保健所職員等に対して行ったインタビュー調査では、以下のことが明らかになっている。

A) 公的医療保険と税ベースの社会福祉制度及び生活保護制度によって構成されている日本の UHC は、特に安定雇用と収入の確保されたマジョリティにおいては比較的うまく機能しているが、法的・社会的・経済的に脆弱性を抱えたマイノリティにおいては、脆弱性が高ければ高いほど、保健・医療・福祉アクセスにかかる時間、労力、費用、忍耐が多くなる、という逆説的な状

況が生じている。

- B) これには、特に社会福祉制度の設計が複雑であることや、生活保護制度においてアクセスの保障よりも「不正受給を減らす」と称して規制を厳しくすることや、件数を削減して費用を削減することを優先する運用が行われてきたことが影響している。また、日本では医療保険や社会福祉、生活保護等が公教育で十分教えられておらず、成人になってからもこれらがどのような仕組みや考え方で成立しているか、また、運用の仕方などを学ぶ機会がほとんどない。その結果、脆弱な状況に陥った人々は、知識や訓練が足りないままに、複雑かつ官僚的な申請手続きを行う必要が出てくる。
- C) これらの脆弱性を抱えた人々は、虐待の経験や脆弱性ゆえに自分をかけがえのない存在と捉えることが出来ず、自己尊重の感覚が弱いこともあり、様々な障害を前に保健・医療へのアクセスをあきらめてしまうことが多い。その結果、疾病をより悪化させてしまう事例が多い。また、日本では精神疾患や「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス / ライツ (性と生殖に関する健康と権利)」(以下、SRHR)に関するサービスの優先順位が低く、保険適用がなされていないなかったり、アクセスに関連して差別や偏見の対象になることが多い。また、福祉窓口や医療機関などにおいて、ジェンダーに基づく差別や嫌がらせ、性暴力が生じることがある。その結果、DV 被害にあっている女性などにとって、保健医療アクセスがより困難になるという事例が生じている。
- D) 外国人についても、在留資格のない外国人や、不安定な在留資格および労働権の下で就労しているいわゆる「技能実習生」や「留学生」等を中心に、保健医療アクセスにおける問題が生じている。在留資格がない場合、緊急医療へのアクセスの権利も確立していない。また、技能実習生については、公式には労働権や保健医療へのアクセスの権利は保障されているが、実際には、結核の発症や妊娠などによって解雇・帰国を余儀なくされるといったケースも生じている。これらの外国人労働者の医療アクセスについては、サポートする機関も少なく、同じ出身国のコミュニティや一部の NGO/NPO 等に限定されている。日本の中で保健医療アクセスが体系的に保障されていないのは、特に在留資格の不安定な外国人住民である。

E) これら外国人や生活困窮者については大手の病院などの「無料低額診療制度」が受け皿となってきたが、2010年代から日本政府が追求してきた「医療ツーリズム」推進政策によって、医療アクセスに乏しい外国人の医療アクセス保障の資源が減少するという現象が生じていた。この傾向はCOVID-19によって、より明確になった。収益の悪化などにより「無料低額医療」から撤退する病院が相次ぎ、外国人や生活困窮者の医療ニーズが飽和状態となっている。

- ・こうした観点、および日本の高齢化や外国人労働人口の拡大、不安定雇用の拡大といった、今後も拡大する傾向に鑑みれば、保健・医療・福祉アクセスに困難を抱える脆弱層の割合は今後、急速に拡大するものと考えられる。日本の公的医療保険、社会福祉制度、生活保護制度は、現在でもUHCを担保する制度として機能しているが、これらの制度が脆弱性を抱える人口層に対しても、より適切に機能し、こうした人口層における保健・医療アクセスと保険問題の改善の迅速化につながるよう、改革を行う必要がある。
- ・COVID-19の保健医療分野における影響については、特にターゲット3.8(UHC)の観点から、以下で課題が見られる。

A) 検査およびコンタクト・トレーシング(積極的疫学調査): 2020年を通じて、日本は他の多くの国々に比べ検査へのアクセスが脆弱な状況が続いた。特に東京など大都市においては、恣意的な基準によって行政検査が適用されない場合、数万円の費用を払って民間病院のPCR検査を活用する以外に、検査にアクセスできない状況が続いてきた。

B) 予防手段(マスク、個人用防護具)、予防メッセージの提供方法と効果、行動変容の実態など: 現在では解消されているが、2020年前半においては、マスクや個人用防護具が市場から消え、価格が高騰し、一般の人々がアクセスに困難をきたす状況が続いた。

C) 隔離・医療施設へのアクセス: 日本では、コロナ患者の医療に必要な病床が病院から提供されず、たやすく需要が供給を上回り、多くの人々が自宅待機をせざるを得ない状況が生じた。これは、行政改革や徹底したコスト管理などにより病床当たりの医療従事者の人数が少ない形で運営されてきたこと

により、パンデミックによる医療崩壊が生じやすい状況であったことによる。

D) COVID-19 による他の疾病への影響(NCDs、認知症、精神疾患、自殺等) :
保健所が COVID-19 の業務で多忙となったことにより、例えば定期的
に実施されてきた無料・匿名の HIV 検査サービスが停止された。その結果、
HIV 検査の受検者が有意に減少し、AIDS の発症によってはじめて HIV 陽
性が半明するケースが増加した。また、高齢者が COVID-19 感染を恐れて
病院への受診を控えたり、高齢者の地域包括ケア・サービスの閉鎖により、
認知症や非感染性疾患が増加したり、生活の質が低下する事例が増えた。

COVID-19 の社会・経済・文化・政治的影響および施策立案・実施の課題に
ついては、以下の目標およびターゲットとの関連で、定量的・定性的手法によって
分析し、対策を立てる必要がある。

A) 目標4(教育) :

子どもの教育へのアクセス、職業教育等

B) 目標5(ジェンダー) :

ジェンダーに基づく暴力、ひとり親家庭、アンパイドワーク

C) 目標8(経済成長と雇用) :

企業倒産、失業および「給付金・補助金」の効果、非正規雇用など

D) 目標9(産業化・イノベーション) :

COVID-19 による各産業への正と負の影響

E) 目標 10(国内・国際的不平等の解消) :

移民(在日外国人)の権利を保障する適切な移民政策の形成と実施

F) 目標 11(持続可能な都市と人間居住) :

特に社会経済的脆弱層のおかれた居住環境、災害等

G) 目標 16(暴力・犯罪) :

犯罪・暴力・虐待の増加、差別・偏見・憎悪問題等

H) 目標 16(ガバナンス) :

政策の透明性・公開性・参画性など

I) 目標 17(パートナーシップ) :

政府と地方自治体、企業、市民社会等や各種支援策等

COVID-19 によって、日本の公衆衛生政策が行政改革の影響で後退してきた実態が明らかになった。保健所の総数は 1997 年に全国で 845 施設あったが、2021 年 4 月には 470 施設と約 45%減少した※6。さらに、パンデミックにより、「積極的疫学調査」等をはじめとして業務過多に陥ることとなった。感染症病床についても、1975 年には 10 万人につき 18.8 病床あったものが、2015 年には 1.4 病床まで減少している。日本の COVID-19 への脆弱性は、政治的コミットメントの低さや中長期的な視点での政策運営の欠如に加え、平時における公衆衛生への低投資が招いたものといえる。(国際保健)

▷ 2030 年までに世界の妊産婦死亡率を 10 万人当たり 70 人未満に削減するという目標に向けて国際的な達成度合いが十分ではない。日本の貢献をさらに促進する必要がある。

▷ COVID-19 対策が優先される中で、妊産婦死亡の改善に関わる国際機関への資金拠出に影響が出ないようにする必要がある。(国際保健：SDG 3.1)

COVID-19 対策の医療ツールの衡平なアクセスに向けた国際協調と資金ギャップを埋める拠出、途上国を含む製造キャパシティの拡大と持続可能なサプライチェーン強化、実施権や価格、技術や情報の共有における公共性を重視した透明性と説明責任の確保において、日本の貢献や進展を評価し報告することが求められる。(国際保健：SDG 3.3)

顧みられない熱帯病(以下、NTDs)とされる 20 疾患群のうち、全数届出が義務付けられているのは包虫症、狂犬病、デング熱・チクングニア熱のみであり、日本国内で NTDs の介入を必要としている人の数は不明であり、著しく過少評価されている。疥癬、シャーガス病、蛇咬傷など、国内に相当数の感染者・受傷者がいると考えられる疾患について、全容把握のための疫学調査とサーベイランスシステムの確立が必要である。(国際保健：SDG 3.3)

すべての人の SRHR へのアクセスを促進するために、以下のデータの把握が必要となる。

- (1) 近代的手法によって、家族計画についての自らの要望が満たされている出産可能年齢(15～49 歳)にある女性の割合(SDG3.7.1)
- (2) 日本における性的知識の年齢別普及度(小学生から大人に至るまでの統計情報)の調査

※6：全国保健所長会 <http://www.phcd.jp/03/HCSui/>

- (3) 現在、義務教育で提供している性教育の詳細な内容の公開と把握
- (4) 障害をもつ子どもなど、性被害に遭いやすい子どもへの性教育の内容と対策
- (5) 日本における緊急避妊薬を含めた避妊薬・具へのアクセスおよび国民がそのアクセス状況に満足しているかどうかの把握
- (6) 外国人技能実習生の妊娠・出産の実態と対策・保護（国際保健：SDG 3.7）

▷ 日本で UHC を担保する公的医療保険、社会福祉制度、生活保護の医療扶助制度においては、脆弱性が高いほど、保健・医療アクセスにコストや時間、労力、認定が必要という逆転した制度となっており、法的・社会的・経済的・文化的に脆弱な立場に置かれる人々にとって活用しやすい制度への改革を早急に行う必要がある。

▷ こうした制度について公教育、生涯教育でライフスキルとして学ぶ機会がほとんどないことも問題である。人々は知識がなく準備が出来ていない状態で、複雑で官僚的な申請手続きを行う必要がある。逆に、知識や理解がないということは、国民的な支持も少ないということの意味する。この点は早急な改善が必要である。また、特に生活保護については、SNS 上での誤情報などが人々のアクセス意欲を妨げる要因となっている。

▷ SRHR および精神疾患については、基本的に、保健・医療上の位置づけが低く、精神疾患についてはカウンセリングが、また、SRHR については中絶費用が保険適用になっていない。他の資金補助制度もなく、資金不足によってアクセスを断念するといったより深刻な事態が生じている。

▷ 医療機関や福祉窓口等でのジェンダーに関わる差別やマイクロアグレッション、ハラメントが生じているケースがあり、特に、脆弱性の中で自尊心を失った人々にとっては、保健医療アクセスへの大きな障壁となっている。

▷ 在留資格のない外国人をはじめ、在留資格や雇用・就労条件の不安定な外国人は、保健・医療アクセスにおいて最も取り残された存在となっている。

▷ UHC 達成のデータのうち、家族計画 3.8.1-①が最も低く 2018 年は 60% となっている。UHC 達成国日本として、家族計画の 60%は改善する必要がある。（国際保健：SDG 3.8）

保健システムがもともと脆弱な国々において、通常の保健医療や栄養サービスが中断したり弱体化しており、最悪のケースでは低・中所得国で乳幼児死亡率が約 45% 増加の可能性があります。2022 年までに 1,000 万人以上が消耗症や発育阻害に陥る可能性があります。特に保健人材や物資の不足によって母子保健栄養、予防接種などの 必須保健サービスに大きな影響が出ている。

COVID-19 対策の二国間支援において、最貧国・脆弱国への包括的な必須保健・栄養サービスへの支援、また国内資金動員や窓口負担の撤廃などを含む保健財政支援が必要である。また脆弱な立場に置かれた人々の支援を行う国内外の NGO やコミュニティに対する拠出や支援が求められる。(国際保健：SDG 3.2, 3.8)

日本に住む外国人の「質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス」:

日本で生活する在留外国人の困難を表面化しサポートする体制が重要である。医療機関・地域の保健センター等の保健セクターと公的教育機関、地域の社会教育資源や外国人コミュニティが連携し、現場職員が自治体横断でチームを編成する仕組みが求められる。(ユース：SDG 3.8, 3.b)

予防医学や公衆衛生の観点の考慮:

予防医学や公衆衛生の観点から自然を活用できる制度や仕組みを整備し人々のライフスタイル転換を促す施策の増進が求められる。(ユース)



SDG 4

すべての人々への包摂的かつ
公正な質の高い教育を
提供し、生涯学習の機会を促進する

外国籍の児童・生徒のうち、6人に1人(約16%)が小学校・中学校に通えていない不就学状態である。成人の外国人労働者・住民も生活や仕事において日本語の読み書きに苦労している。公立中学校夜間学級(いわゆる夜間中学)は、2020年10月末時点では、10都府県に34校しか設置されておらず、国による「外国人就労・定着支援研修」に参加できたのは、17都道府県の4,200人程である。SDG4.1、4.6における「誰一人取り残さない」施策の拡充が求められる。(教育：SDG 4.1、4.6)

いじめ防止対策推進法や文科省による「いじめ対策に係る事例集」配布といった既存の取り組みはあるものの、2019年の学校でのいじめは61万件、小中学校・高校における不登校の子どもは23.1万人にのぼっている。教員その他の大人による子どもへの暴力(虐待・体罰)も存在する。教員の増員、常勤のスクールカウンセラーや相談員の全校配置をはじめとする、いじめ、体罰を根絶するための施策の改善・拡充が必要である。(教育：SDG 4.1、4.6)

生徒と協議を行った上で校則を改定している賞賛に値する学校も存在するものの、学校運営への子どもの参加は制度化されていない。制度化されている学校運営協議会は教員、保護者、住民の代表で構成され、生徒は排除されている。教育政策に子どもが意見を表明できる自治体は限られている。中央政府が組織する教育政策に関するすべての審議会において、子どもの代表は含まれておらず、子どもが意見を表明する機会もない。フランス政府のように高校生の代表を教育政策の審議会メンバーに含めることを求める。教育政策や校則についての意思決定に、子どもの参加や意見表明を認めない現状は、上述した、いじめや不登校の要因の一つだと考えられる。(教育：SDG 4.1)

文部科学省の「学校基本調査(平成30年度)」によると、4年制大学への進学率は、男子が56.31%に対し、女子は50.14%と格差がいまだにあり、専攻分野における男女の偏りが大きい。62%もの少女が、普段の生活で性的な嫌がらせや性差別を経験あるいは

は目撃している。ユネスコが推進している包括的性教育を学校教育及び就学前教育の場に導入することにより、平等なコミュニケーションに基づいたパートナーシップを育む教育が求められる。教員及び保護者のジェンダーの偏見に気づくためのジェンダー平等研修を提供することが必要である。(教育：SDG 4.3、4.5)

日本の基礎教育(幼児教育、初等・中等教育、成人識字)の2018年の援助実績額は1億9,000万ドル(2018年度実績)で、ODA総額に占める割合は、DAC加盟国平均が3.4%であるのに対して、日本は1.4%だった。初等、中等教育を受けられない子どもが2億5,800万人も存在するというSDG4.1の深刻な状況を受けとめ、日本は基礎教育援助額を少なくとも3倍に増額することが求められる。日本の基礎教育援助額が少ない理由は2つあり、1つ目は経済インフラの重視である。日本はODAの39.9%を経済インフラに配分しており、DAC平均の8.5%と比べて異常に多い。2つ目は教育援助の中の高等教育重視である。日本の教育セクター援助額のうち52%が、途上国の学生が日本の大学で学ぶための留学費用などの高等教育に配分されている。

専門家派遣や研修員の受け入れといった技術協力が困難なCOVID-19の状況において日本がSDG4.1に貢献するためには、途上国教育省および現地で活動する国連やNGOによる学校再開や遠隔教育を支援している「教育のためのグローバルパートナーシップ(GPE)」(2020年度日本拠出額約8億円)や、災害や紛争による緊急時の教育支援に特化した「教育を後回しにできない(ECW)」(日本拠出実績無し)といった多国間援助機関への拠出の増額が求められる。(教育：SDG 4.1)

日本政府が2014年に批准した障害者権利条約には、障害のある者となない者がともに学ぶ、インクルーシブな教育を行うことが明記されている。しかし、文科省の推進する「インクルーシブ教育システム」には、特別支援教育の目的を従来の「障害による学習上又は生活上の困難を克服すること」とし、障害者権利条約の趣旨に沿っていない文言が明記されている。「可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求する」としながらも、「能力に応じ」、「特性を踏まえ」、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備するとしている。しかし、通常学校で必要な学級規模の縮小が行われていないこと、学校施設の未バリアフリー化等基礎的環境整備が不十分であること、教員や支援員が不足していること、通学支援や医療的ケアが欠如していることなどの課題がある。必要とする支援を保護者に求められており、通常学校への就学の拒絶や学校内で十分な学びが確保されず、分離別学を固定化する実態を招いている。

今後、国連の障害者権利委員会より出される総括所見(勧告)を踏まえ、こうした旧来からの教育の在り方を根本から変革し、障害のある児童生徒も原則として自分の住む地域



の学校・学級で学ぶことを原則とする体制の構築が強く求められる。(障害：SDG 4.5、4.a)

ハイリーセンシティブチャイルド(気質をもつ子ども)は、学校での騒がしい声や先生の怒る声などの刺激を理由に不登校を経験することがある。子どもが不登校に至る背景は多様さを増しており、不登校の生徒への個別の対応方針が多元性に配慮されていること※7は歓迎できる。しかし、気質をもつ人(以下、HSP)は五感の過敏さをはじめとする独自の困りごとや困難さを抱えているにも関わらず、教育機関や職場において、未だ対応策がとられていない。少数派である HSP を社会から取り残さないため、認知の拡大や平等な機会の提供、質の高い教育へのアクセスが求められる。(ユース：SDG 4.7、4.a)

※7：文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」2019年10月25日。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/05/24/1405493.001.pdf (2021年4月19日最終閲覧)
文部科学省「児童生徒理解 支援シートの作成と活用について」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/05/24/1405493.001.pdf
(2021年4月19日最終閲覧)

5 ジェンダー平等を
実現しよう



SDG 5

ジェンダー平等を達成し、
すべての女性及び少女の能力強化を行う

- ・世界経済フォーラムが発表した 2021 年 3 月のジェンダーギャップ指数では日本は 156 ヶ国中 120 位であり、G7 各国中最下位であるなど課題が大きく、ジェンダーギャップがさらに深刻化している。ジェンダーにおける格差を埋めるためにも、日本政府は女性差別撤廃条約(CEDAW)の勧告を真摯に受け止め、次回報告書審査までに勧告の履行に向けて取り組む必要がある。
- ・非正規労働従事者の女性の高い割合、サービス産業従事者と失業、ひとり親家庭を中心とした貧困の増加と深刻化、DV などジェンダーに基づく暴力の増加、自殺や健康に対する問題。これらは、従前からの日本におけるジェンダー不平等が COVID-19 によって顕在化したものと考えられる。
- ・COVID-19 の影響により、女性が 70%を占める医療・介護従事者の抱える困難な勤務状況、医療従事者やその家族に対する差別、賃金の減少といった課題が浮き彫りになった。日本政府は医療・介護従事者に対する補償、さらには差別解消に向けた啓発に取り組む必要がある。
- ・性的指向・性自認に基づく差別の禁止を盛り込んだ「LGBT 新法」の提出が、第 204 回国会（2021 年 1 月～6 月）において一部の与党議員の反対により見送られた。LGBTQ に対する差別の禁止や就学・就労状況の改善のため、一刻も早い法案成立が強く求められている。（ジェンダー：SDG 5.1）
- ・外出自粛やテレワーク、経済的不安等によって家族間のストレスが高まったことを背景に、2020 年 4 月から 2021 年 3 月の DV 相談件数は前年同期の約 1.6 倍に増加した^{※8}。女性や若年層、障害のある人々に対する暴力など、脆弱な人々への暴力への対策を、国の電話相談に加えて、シェルター運営を含めた NGO への支援にも力を入れることが求められる。

※8：内閣府男女共同参画局 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/pdf/soudan_kensu.pdf

- ・ COVID-19 の影響や有名人の自殺報道により女性や若年層の自殺者数が上昇した。2020 年 10 月の調査によれば女性の自殺者数は前年比 86%増で、20 代、40 代では約 2 倍に増加した^{※9}。また、小中学生及び高校生の 2020 年 4 月から 11 月までの期間で前年同時期より 3 割近く自殺者数が増えている。原因分析と対策が急務である。
- ・ 学生や若年層の女性の間で、COVID-19 の影響による非正規雇用やアルバイトの雇止めが原因で生活に困窮し、不本意な接客業に従事せざるを得なくなった結果、同意のない性交渉や性暴力の被害にあうケースが報告されている。学生・若年の女性の生活の支援を含む、相談、シェルター運営などの対策が急務である。
(ジェンダー：SDG 5.2)
- ・ 2020 年 4 月から COVID-19 対策として政府が支給した特別定額給付金の受給権者が世帯主となっていたため、別居中の女性や DV 被害者が受給できないケースが報告された。東日本大震災時にも自治体からの給付金や義援金等が世帯主に一括支給されたことで問題が起きていた。給付金に関しては、個人給付を可能にするための制度の検討が必要である。
- ・ 男女における家庭内労働時間に大きな差があり、依然として性別役割分担意識が根強い。無償の家庭内労働（ケアワーク）に従事する時間が女性に大きく偏っており、休校措置やテレワーク導入下での女性の負担増につながった。さらに就労面での不安が女性にとって深刻な影響を及ぼしている。
- ・ 非正規労働者の約 70%は女性である^{※10}。COVID-19 による影響で、特に早期の段階では、雇用契約更新の中断など、雇用に深刻な問題が生じた。シングルマザーの状況は深刻であり、収入減少や無収入に陥った世帯も多く報告されている。ひとり親家庭には、国から特別給付金が支給されることになったが、就労支援を始め、きめ細やかな支援が必要である。(ジェンダー：SDG 5.4)
- ・ 日本では、政治的、社会的分野における意思決定への女性の参画の遅れがジェンダーギャップ指数の順位に大きく影響している。政府は 2003 年から 2020 年までに社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合を少なくとも 30%に引き上げる目標を立ててきたが、実現が難しくなり、2020 年に

※9：警視庁自殺者数統計 <https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/jisatsu.html>
 ※10：2020 年労働力調査 <https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/ft/index.html>

策定された第 5 次男女共同参画基本計画では、目標時期が 2020 年代の可能な限り早い時期と曖昧にされた。ジェンダー平等を実現するためのクォータ制の導入や、より野心的な数値目標および時期を明確にする必要がある。(ジェンダー：SDG 5.5)

- 若年女性の望まない妊娠の増加や、「生理の貧困」といった経済的に困窮する女性が生理用品すら買えない状況がある等、COVID-19 の影響によって、日本における SRHR の深刻な課題がクローズアップされてきた。生理の貧困についてはすでに対策を取り始めた自治体もあるが、生理用品にとどまらず、SRHR に関する正しい情報および関連する保健サービスの提供、アクセスの増加を促すことが求められる。若年層、とくに障害のある子どもたちに対して、早期から学校教育における包括的性教育の導入が必要である。
- 外国人女性が妊娠・出産あるいは避妊・中絶といったサービスにアクセスができなかった事例も報告されている。男女雇用機会均等法では禁止されているにもかかわらず、外国人技能実習生が妊娠を理由に解雇、強制帰国されるケースが相次いでいる。また、移民女性が、経口中絶薬を海外から入手し使用したケースが刑法の自己墮胎罪にあたるとして逮捕されるケースも報告されている。いずれも日本では SRHR に関する情報や保健サービスへのアクセスが限定的であることから生じていると思われる。女性の SRHR へのアクセスを高める必要性とともに、諸外国と比べて遅れている日本の避妊手段・避妊具の選択肢を増やす必要がある。
- SDG 5.6.1, 5.6.2, 5.a.1, 5.a.2 については、グローバル指標に該当するデータが示されていないため^{※11}、次回 VNR に向けて工程表を作りデータ集計を進めることが重要である。(ジェンダー：SDG 5.6)

ジェンダーギャップ指数ランキングで上位の北欧 / 欧州諸国では、出産・育児休業制度における取得率が男女ともに高く、男女共同参画社会の素地が作られている。北欧諸国では男女ともに育児休業制度の取得率が 70% を超えており^{※12}、女性が働きやすい環境が形成されている。しかし、日本の育児休業制度は男性の取得が未だ容易でない。2019 年の内閣府の調査^{※13}によると、女性の育児休業制度の取得率は 80% 台で推移している一方で、男性は上昇傾向にあるとはいえ、6.16%と非常に低水準である。職場における男女共同参画の更なる拡充が重要である。

※11：外務省 JAPAN SDGs Action Platform <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal5.html>

※12：内閣府「2 仕事と家庭の両立支援」平成 17 年版 少子化社会白書(2005 年)

※13：厚生労働省「雇用環境・均等局 職業生活両立課「男性の育児休業の取得状況と取得促進のための取組について」, 2019 年。

教育現場においても、ジェンダー・ステレオタイプ（固定的性別役割分担意識）が女性の社会進出を妨げている。これに対し、文部科学省は「男女共同参画の推進に向けた教員研修モデルプログラムの開発」^{※14}を進めており、教員がジェンダー・ステレオタイプにとらわれずに児童生徒のキャリア形成を支援し、男女共同参画を推進する意識の醸成を目指している。しかし、2019年度の調査研究報告書^{※15}によると、教師の意識調査では男女間で様々な偏りが生じているという実情が報告されている。例えば「男子だから、女子だから」という性別区分的発言での指導などが挙げられている。この報告書のアンケートは意識調査のため、教師側の無意識の言動が含まれておらず、実際には、報告書の数値以上にジェンダー平等が実現されていないといえる。組織内でのジェンダーバランスをとることの理解を促すため、早期のジェンダー教育の推進が重要である。

若い女性や性的マイノリティが自己実現の達成、安心安全に暮らせることを理想とし、性暴力に関する法改正、緊急避妊薬へのアクセス、包括的性教育の普及実現するために政治分野における女性・性的マイノリティの参画が重要である。（ユース：SDG 5.1, 5.3, 5.c, 10.2）

※14：文部科学省「男女共同参画の推進に向けた教員研修モデルプログラムの開発」

※15：公益財団法人未来工学研究所「平成31年度『次世代のライフプランニング教育推進事業』男女共同参画の推進に資する教員研修プログラムの開発に向けた調査研究報告書」2020年。

6 安全な水とトイレ を世界中に



SDG 6

すべての人々の水と衛生の
利用可能性と持続可能な管理を
確保する

日本が2017年に発表したVNRで「日本は水と衛生分野での援助実績が世界一」と述べているとおり、日本は長年わたり水・衛生分野の最大ドナー国である。一方、2009年から2018年の間に、後発開発途上国向けに拠出された日本政府の水・衛生援助額は、日本政府の水・衛生援助全体に対して平均14%のみと非常に小さく、「平等なアクセスを達成」、「誰一人取り残さない」からかけ離れた援助となっている^{※16}。

- 日本政府による水・衛生援助のうち、衛生施設の援助のみをしてみると、2018年の衛生施設の援助全体のうち、低所得国向けが1%、サハラ以南アフリカ向けは0%であり、これも「平等なアクセス」、「誰一人取り残さない」の原則に沿っていない。
- 過去10年間、日本の水・衛生援助の約80%は大型インフラ・システムに向けられている。一方、水・衛生について世界で最も脆弱な立場に置かれている人々、特に農村部の人々の多くは、基本的な水・衛生サービスに依存しており、日本政府は、基本的な水・衛生サービスに向けた援助の割合を拡大することが必要である。
- SDG6.aに「開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力とキャパシティ・ビルディング支援を拡大する」とあるが、日本政府の水・衛生援助（支出ベース）は、2017年以降減少し続けている。日本政府は、COVID-19関連支援の第3の柱として、水・衛生含む感染症に強い環境整備を打ち出しており、水・衛生援助の増額、また、脆弱な立場に置かれている人々や低所得国などに向けた「誰一人取り残さない」援助を実施することが求められる。
- 日本で水道事業により給水されている人口の割合は98%である。一方、年間2万件を超える漏水・破損事故が発生するなど水道インフラの老朽化、耐震化の遅れなどの課題がある。

※16 : WaterAid "Raising the high-water mark for WASH aid Assessing the performance and potential of Official Development Assistance in accelerating progress toward the global goals for water, sanitation, and hygiene" 2020

- 全国で 3,152(全体の 16%)の浄水場が浸水想定地域にあり、うち 2,552 施設に浸水災害対策が講じられていないなど、水の安定供給のための気候変動対応が不十分である。(国際保健：SDG 6.1, 6.2)

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



SDG 7

すべての人々の、安価かつ信頼できる
持続可能な近代的エネルギーへの
アクセスを確保する

住宅・建築物の断熱化は、最終エネルギー消費やそれに伴う二酸化炭素の排出を削減するのみならず、ランニングコストを削減し、騒音の減少といった生活の質の向上に大きな影響を与える。しかし、住宅や業務用ビルの二酸化炭素削減目標については不十分な点がある。2030年までのGHG26%削減を念頭に置いた目標においても、ネット・ゼロ・エネルギーである住宅やビルの実績値が計画よりも遥かに遅れており、今後2030年目標がさらに高くなることを見込まれる中で、現在の政策では達成が困難である。また、既存住宅の断熱改修については期待されている役割が3~4%と小さいのが現状である^{※17}。本来2020年までに行われるはずであった新築住宅・建築物省エネ基準適合義務化が国の審議会でも再度議論されている^{※18}が、住宅・建築物建築後に長期ストックとなる性質上、早急に改善に向けて取り組まなければならない。日本に断熱住宅のストックを増やし、2030年目標や2050年カーボンニュートラルに向けて実効性のある断熱政策を行うにあたり、経済的弱者に配慮した上で早期な建築物の義務化が重要である。(ユース：SDG 7.2)

気候変動による被害を防ぐには、化石燃料の割合を段階的に減らし、自然エネルギー割合を100%に向け増加させていく必要がある。ただし、それに伴う課題(貧困層の生活や雇用への悪影響、生態系への悪影響の回避等)の解決も必要であり、自然エネルギーへのシフトに加え、省エネルギーに着実に取り組んでいく必要がある。一方で、途上国等ではエネルギーへアクセスできない人々も多く、誰も取り残さない観点から、あらゆる人々の安全・安定的なエネルギーアクセス確保のための支援が必要である。(環境：JACSES)

一般家庭、事業所や施設、自治体等が、契約先電力会社を選択する際にCO₂や大気汚染、核廃棄物などの環境負荷の低い電力供給を行う小売業者を選ぶよう促すことが求められる。自治体、国公立の教育機関・研究機関・公共施設等では、こうした電力調達

※17：経済産業省資源エネルギー庁『2030年エネルギーミックスにおける省エネ対策の現状と今後について』2021年、p.10-11

<<https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene.shinene/sho.energy/pdf/031.09.00.pdf>>(2021年4月21日最終閲覧)

※18：経済産業省ライブ配信チャンネル「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会(第1回)」2021年。<<https://www.youtube.com/watch?v=pX0prp44KtM>>

<<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku.house.tk4.000188.html>>(2021年4月21日最終閲覧)

方針をもつことを法律で義務付けるべきである。また、民間企業、一般家庭についても環境負荷の低い電力会社を選ぶ努力義務を法律に盛り込む必要がある。

国内における石炭火力発電所の新增設規制、既設の廃止促進、石炭火力フェーズアウト計画の策定：

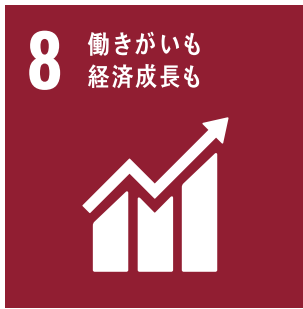
パリ協定達成のためには二酸化炭素を排出する石炭火力発電は新增設すべきでないという研究があり、最新型でも天然ガス火力発電所の 2 倍の二酸化炭素を排出する石炭火力発電所の新增設は許容されないとされる。今後の排出削減目標の引き上げと達成の足かせになる石炭火力発電所の新增設規制と既設のものも含め脱石炭を進める政策が必要である。また、石炭火力の 2030 年までのフェーズアウト計画の策定が求められる。

途上国における火力発電所(特に石炭)の新增設支援の中止：

途上国への火力発電インフラ輸出は、膨大な CO2 排出や環境汚染が懸念される。日本政府は火力発電インフラ輸出政策を撤回し、JBIC、JICA、NEXI による支援をただちに中止すべきである。

開発協力における「女性とエネルギー」支援の主流化：

都市、農村貧困層の女性が自ら活用できる再生可能エネルギー等の導入、改良かまどやソーラーなどを活かしたエネルギーの導入、およびこれらをコミュニティで使いこなせるよう支援するシステムが必要である。(環境)



SDG 8

**包摂的かつ持続可能な経済成長及び
すべての人々の完全かつ生産的な雇用と
働きがいのある人間らしい雇用
(ディーセント・ワーク)を促進する**

2011年に国連で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則(以下、指導原則)」に基づき、国家は人権を保護する義務、企業は「人権デューデリジエンス」(以下、人権DD)を中心に人権を尊重する責任があり、国家、企業共に、人権侵害が生じた場合は、あらゆる手段を講じて実効的な救済が受けられるようにしなければならない。この「指導原則」の中に、SDG 8.7の強制労働、現代奴隷制、人身売買、児童労働の禁止、同8.8の移住労働者をはじめとする労働者の権利保護が含まれている。日本政府と企業は、2020年10月に公表された「ビジネスと人権に関する行動計画(2020-2025)」(以下、BHRNAP)に基づき、「指導原則」の実施に取り組むことが求められている。この計画策定の過程で問題となったのは、人権状況に関するキャップ分析がなされなかったことであり、今後、引き続き現状を把握、分析して、BHRNAPを推進していくことが求められている。

今後のBHRNAPの推進に際しては、早期にマルチステークホルダーで実施するモニタリング体制を整え、進捗を報告するだけでなく、今後の進め方等に関して協議していくことが必要である。市民社会もこのBHRNAPの推進に際して、人権DDに関わり、モニタリングしていく必要がある。欧米では法制化の動きが進んでおり、日本でも今後のBHRNAPの進捗をモニタリングしつつ、法制化の議論を進めていく必要がある。

*人権DDとは、企業は人権への影響を事前に特定し、予防、軽減をし、人権侵害が起きた時には、正式な手続きに基づく救済を行なう、一連の継続的なプロセスを指す。
(ビジネスと人権)

SDG 8.7に含まれる「2025年までの児童労働撤廃」は、SDG 4.1達成に関連する重要な目標である。国際労働機関(以下、ILO)とユニセフによる共同報告書(2000年)では、貧困が1%増加すると児童労働が少なくとも0.7%増加すると予測している。また、学校に在籍している子どもの90%(16億人)が、COVID-19による学校閉鎖の影

響を受けたとされ、学校再開後に学校に戻れない子どもが多くなることも予想されている。世界中で児童労働のリスクが高まっているなか、児童労働の予防と撤廃に向けた取り組みを強化すべきである。（教育：SDG 8.7）

民間企業による障害者雇用が増加する一方で、約 8 割が正規以外の労働条件のよくない雇用形態となっている。職場介助者の配置への助成金は支給期間が 10 年間であり、重度障害者が継続的に就労することが難しい。加えて、知的障害者の就業の大部分を占める福祉的就労の工賃は著しく低額である。また、ニューノーマルにおけるテレワークの推進は移動に困難を抱える障害者にとって歓迎すべき傾向である一方で、職場介助者の不在やオンライン会議における情報保障など、オフィス勤務ができない状況において不利を被る人々への配慮が必要である。加えて、COVID-19 による経営悪化やテレワーク移行の難しさによる障害者の解雇・失業が懸念される。（障害：SDG 8.5）

ポストコロナ社会の発展に向けて、若者が社会に果たす役割や可能性、ポテンシャルについてより肯定的に認識され、若者が社会の様々な分野で主体的に参画できる場を増やすことが重要である。また、非正規雇用の労働者は正規雇用に比べて職業訓練やスキルアップのための研修を受ける機会が少なく、人的資本形成においても不利な立場にあることから、国民全体の人的資本の質の向上とパンデミックによる経済危機からの早期復興のために、将来を見据えたキャリア教育などの拡充といった教育分野の制度の見直しと改革も重要である。

2019 年 6 月 21 日、ILO が初の国際的なハラスメント防止ルールとして採択した「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」^{※19} では、保護の対象に就活生や求職者を含んでいるが、日本政府が決定した当該法案の保護の対象は雇用関係がある労働者に限られ、就活生は対象外となっている。就活生へのハラスメントの防止策は「望ましい」とするに留まっておりハラスメントに対する抑止力に欠けるため、既に多くの指摘やパブリックコメントがあがっている。ILO 条約や 2030 アジェンダと日本政府の現在の法律や取組を再度照らし合わせ、顕在化した就活生や求職者を取り巻く「就活セクハラ、リクハラ、オワハラ」等のリスクを軽減するために、「SDGs 推進」という共通の目的を持った活動団体に対しての政府側からの財政的な支援や普及活動への協力を通じたより広範かつ強力な連携が重要である。（ユース：SDG 8.5, 8.10）

※19： “Resolution concerning the elimination of violence and harassment in the world of work” International Labour Organization, 2019.
 <https://www.ilo.org/ilc/ILCSessions/108/reports/textsadopted/WCMS_711658/lang-ja/index.htm>（最終閲覧 2021 年 4 月 21 日）
 10 WWF-International「日本語版：報告書「COVID 19 Urgent Call to Protect People and Nature」2020 年、p.6。
 <<https://www.wwf.or.jp/activities/data/20201118.Wildlife01.pdf>>（2021 年 4 月 21 日最終閲覧）

9 産業と技術革新の
基盤をつくらう



SDG 9

**強くしなやか(レジリエント)なインフラ構築、
包摂的かつ持続可能な産業化の促進
及びイノベーションの推進を図る**

依然としてアフリカ諸国、途上国、小島嶼国へのインフラ整備や技術レベルは遅れており、特にどこでも安くアクセスできるインターネット環境の整備、クリーンな技術、環境に配慮した産業の構築、金融・テクノロジーの分野における技術開発・研究への支援等は、途上国における、強靱で持続可能な開発に必要である。(ビジネスと人権：SDG 9.1, 9.a, 9.b, 9.c))

デリバリーサービスや電子商取引市場の拡大に伴う宅配需要の増加等によって、運輸部門の排出量の過半を占める自動車輸送の排出量は下げ止まり傾向にある^{※20}。輸送の小口化・多頻度化が進み、輸送車台数や輸送頻度は上昇傾向にあることから、政府主導で進めているようなデジタルトランスフォーメーションによる物流効率化だけでは排出量の削減には限界がある。運輸部門の排出量の大幅削減を目指す場合、物流の効率化といった排出量低減ではなく、ゼロエミッションカーの普及といった排出量ゼロ化の取り組みが不可欠である。オール電気自動車の普及や次世代バイオ燃料使用車の普及に向けた政策推進が重要である。(ユース：SDG 9.4)

脱炭素化ビジネスへの速やかな移行を：

持続可能な社会への転換に資するビジネス・雇用の創出のため、現在のエネルギー多消費産業構造から、脱炭素化ビジネス(再生可能エネルギー・省エネルギー関連産業)への転換を軸に、地域・コミュニティ主導で地域の活性化を図り、公正な労働の移行ができる政策が求められている。

地域における公共交通や移動販売などの生活インフラの維持と移動の自由の維持を：

日本の公共交通は民間企業によって支えられている。COVID-19 対策による自粛要請で、バスやタクシーなどの公共交通の利用が減少し、その経営は危機的な状況となっている。公共交通が途絶えると、その手段しか移動手段がない地域は移動の自由を奪われる。その維持には行政による支援が必要である。また、近隣に買い物のできる場所がな

※20：“三井住友銀行”物流業界を取り巻く環境～新型コロナウイルス感染拡大をふまえて』2020年、p.10
<<https://www.smbc.co.jp/hojin/report/investigationlecture/resources/pdf/3.00.CRSDReport105.pdf>>(2021年4月21日最終閲覧)

い地域においては、自家用車や免許を持たない方にとっては公共交通または移動販売が唯一の買い物手段となる。インターネットの普及が進んだとはいえ、生鮮食品の購入は困難であり、またインターネット販売の利用は通信環境の問題と、高齢者などは技術面でも難しい。こうした生活インフラの維持に向けて、行政機関と民間の協働が重要である。

自然資本をビジネスに主流化：

自然資本(植物、動物、大気、土壌、鉱物などの天然資源のストック)から生み出されるフローは人々に一連の便益をもたらす、経済活動を含むあらゆる人間活動の基礎になっている。バリューチェーンが持つ自然資本への影響と依存度を理解し、自然資本を保護し持続可能に利用する対策を講じることが、あらゆるビジネスにおいて不可欠である。

途上国・新興国の農業・食料分野の零細・中小事業振興・起業の支援の重点化を：

途上国では農村から都市への人口流出が加速しており、農村部での農業・食料分野での零細・中小企業の事業振興・起業(MSME)の支援を強化することが必要である。若者がより積極的に農業分野に従事することで、食料生産や流通の向上、雇用の改善などが実現できる。日本企業の進出支援だけでなく小農など脆弱な人々に裨益するような途上国自身の産業を育て、それと日本企業との連携を追求することも重要である。(環境)

インフラ・産業化・イノベーション推進における環境・社会配慮の徹底：

目標 9 の達成は、経済の持続可能性のみならず、社会・環境の持続可能性に寄与しなければならないことを再確認し、環境・社会配慮を伴わない不適切なインフラ構築や産業イノベーションは避けることが重要である。(環境：JACSES)



SDG 10

各国内に及び
各国間の不平等を是正する

相模原やまゆり園事件（2016年）や京都 ALS 女性殺害事件（2020年）の背景には、障害者への差別や偏見を払拭できず、障害者は生産性が低く無価値であるという優生思想を生み出している社会がある。COVID-19 の対策において常時医療ケアを必要とする人々の生命と尊厳が軽視されることのないよう、平時から十分な医療資源が確保される体制を構築し、パンデミックからの社会・経済の再建は、SDGs の理念に基づき、より平等で包摂的な社会が築かれることが重要である。（障害：SDG 10.2, 10.3）

日本全世帯の大学進学率が 73.2% なのに対して、生活保護世帯の進学率は半分程度の 33.1% まで落ち込んでいる。全ての人に包括的かつ平等な学習機会と競争の機会が保障されていないこと、そして、貧困家庭（特にシングルマザーなどのひとり親世帯）が金銭的要因から大学進学を諦め、教育格差が生まれるという現状を改善する必要がある。そのため、全ての人に平等な教育機会と競争機会が提供される社会を作るために貧困家庭にかかる大学受験費用を負担する保障制度の打ち出しが重要である。（ユース：SDG 10.2, 10.4）

2007年に国連で採択された「先住民族の権利に関する国連宣言」には、世界各地に存在している先住民族が持つ諸権利とそれらを保障する国家の責任が世界共通の基準としてまとめられている。日本では 2008 年になってようやく政府がアイヌ民族を先住民族と認め、2019 年に制定された「アイヌ施策推進法」において法律の条文にはじめて先住民族と記述された。しかし、この法律はアイヌ民族に先住民族の諸権利を保障する内容にはなっていない。また、琉球民族は国際的に日本の先住民族として位置付けられているが、政府はそれをいまだに認めていない。先住民族が長い年月をかけて培ってきた自然との関わり方や社会のつくり方には、私たちの社会を持続可能な開発へとシフトさせていく上での大きなヒントが含まれている。先住民族の声に真摯に耳を傾け、その権利を保障することが必要である。（地域）

日本の出入国管理・移民・難民政策については、市民社会の観点からは、きわめて多くの問題が生じており、SDG 10.7 が示す本来の在り方とは対極の状況が生じている。入管施設では収容者への虐待の事例が記録されており、収容者が暴力によって死に至った事例がある。第 204 回国会(2021 年 1 月～6 月)において、政府が提出した入管法改正案が廃案となったが、その直接の理由は、入管の収容施設において、複合的な疾病によって体調が極度に悪化した被収容者に対して適切な医療の提供を怠り、収容者が死に至ったことについて、政府が記録の提出を拒んだことにあった。(SDGs ジャパン)

11 住み続けられる まちづくりを



SDG 11

包摂的で安全かつ

強くしなやか(レジリエント)で

持続可能な都市及び人間居住を実現する

2015 年の SDGs 策定以降も日本政府は防災施策の改善に継続して取り組んでおり、また 2021 年5月には「防災・減災、国土強靱化新時代実現のための提言」^{※21} を発表するなど、今後もさらなる改善に取り組む姿勢を示している。

大きな課題の1つであった避難所での密集状態については、COVID-19 を契機に密集の回避が重視され、一部で改善が見られた。そうした取り組みや近年の被災の経験から、日本は多くのことを学んでいる。

防災・減災に関する日本の全ての取り組みについて評価することは困難なため、ここでは、1. SDGs のグローバル指標に関する事項と、2. その他の事項について、市民社会の目線からのレビューを記載する。

1. SDGs のグローバル指標に関する事項

(1)SDG 11.5.1 (指標 1.5.1 及び 13.1.1 と同一指標)

これらの被害は、長年の防災諸施策により一定程度抑えられているものと推察する。従来はハード面が中心に整備されてきたが、近年は避難行動、また避難所のあり方などについても改善が進んでいる。

その上で、「誰も取り残さない」理念を実現するためには、性別や障害の有無といった、属性に応じた対応の検討も重要である。グローバル指標の参照データは、現在は消防庁の「災害年報」が採用されているが、属性を問わず一括された数字のみが示されている。最低限のニーズは満たしているが、一方で「災害弱者」、すなわち一部の属性の人々がより大きな被害を受けることが一般的に言われており^{※22}、指標が準拠する仙台防災枠組も、そうした属性への配慮を謳っている。そのため、属性ごとの数字を合わせて提示できるならば、国内における意識の向上や、政府の積

※21：内閣府防災担当 <http://www.bousai.go.jp/kaigirep/teigen/index.html>

※22：例えば NHK の調査では、東日本大震災での障害者の死亡率は住民全体の2倍にのぼったとのことである。<https://www.nhk.or.jp/heart-net/topics/19/data.shiboritsu.html>

極姿勢の明示につなげることができる。細分化されたデータについては、例えば阪神・淡路大震災や東日本大震災において、男女別や年齢階層別の死者数のデータが公開されている^{※23}。

その他の災害の場合、上記の男女別・年齢階層別に加え、障害者や外国人などといった属性に関するデータについて、一部の自治体や研究機関などが収集し公開しているが、今後一元化されることが望ましい。2021年の災害対策基本法の改正により、各地方自治体においては避難行動要支援者に関する個別の避難計画の策定が努力義務となった。これは、世界のモデルともなる評価できる取り組みである。それと併せて、被害の実態も積極的に公開することが、国あるいは地域としての防災力向上につながる。

(2)SDG 11.b.2 (指標 1.5.4 及び 13.1.3 と同一指標)

すべての地方公共団体が防災戦略を制定済みであり、この指標の達成率は100%となっている。これは、日本の先進性を示す数値である。ただ、昨今の豪雨災害やCOVID-19の影響を受け、広く修正がなされている。気候変動が進むことでそのニーズが一層高まるといえる。また上記の通り、「誰も取り残さない」理念を実現するために、属性に応じた対応の強化も必要である。

例えば「この1年間で〇%の地方公共団体が修正を実施」といった数字も併せて提示することで、日本国内における取り組みの姿勢を示すことにつながる。

一方、防災会議の委員に占める女性の割合(2020年度)が、都道府県では16.1%、市町村レベルでは8.8%にすぎないこと、また市町村防災会議の20%(1,741のうち348)では女性が登用されていないことは防災上の深刻な課題である。その他の属性についても同様の点が懸念される。委員の構成の多様性確保は喫緊の課題であり、多様な人びとが意思決定プロセスに参加することが重要である。

2. その他の事項

(1) 原子力発電に関する災害リスクの発信

東日本大震災を通じて日本が学んだ最大の教訓の1つが、原発災害のリスクである。被害は、事故から10年を経た今でも続いており、廃炉作業は計画の遅れや予算の膨張が見られ、原発維持に伴うコストはいまだ明確ではない。またリスク・コ

※23：内閣府男女共同参画局の「男女共同参画白書」(平成24年版) https://www.gender.go.jp/about/danjo/whitepaper/h24/zentai/html/honpen/b1_s00_01.html

コミュニケーションの混乱も見られた。一方、大規模な除染作業や大規模かつ継続的な健康調査は、国際社会にとっても前例のない経験となった。

原発は、エネルギー資源をもたない一部の国にとって目標7を実現するために有力な方策と考えられており、日本はそうした国々と協力して技術輸出を進めてきた。

上記の経験や活動からの教訓は、そうした国々において将来的に災害の被害を減少させ、目標 11.5 を推進するために大変重要である。しかし、原発技術の輸出を続ける日本政府は、こうした教訓の発信に積極的とはいえない。

防災・減災日本 CSO ネットワークは、『福島 10 の教訓～原発災害から人びとを守るために』を日本語とその他 13 言語で発刊し、教訓の普及に努めてきた。政府からのより積極的な発信が求められている。

(2) 災害対応に関する国際基準の遵守

国際社会では、災害対応をはじめとする人道活動に関する国際基準の整備が進んでいる。政府の方針などにおいても、人道的な考え方が徐々に導入されている。特にパンデミック以降は、感染症対策に配慮した避難所運営について通知や事務連絡が発せられ、衛生環境の改善が進んだ。

しかし国際基準の言及や参照は限られている。今後はこうした基準に則った活動を推進し、またその普及にも力を注ぐことが求められる。(防災・減災)

全国の駅のバリアフリー化ははまだ 49% であり^{※24}、特に地方のバリアフリー整備が大きく遅れている。また全国的に駅の無人化が進んでおり、障害者が利用する際には前日までの連絡を求められるなど不便を強いられている。アクセシビリティの概念を含め障害者への理解を促進するため、行政・事業者等あらゆる関係者にアクセシビリティに関する職員研修の受講を義務付けるなど、障害者の移動の権利と情報のアクセシビリティの権利を保障するためにバリアフリーなまちづくりを加速化する必要がある。(障害：SDG 11.2.1)

持続可能な地域づくりについて、地方創生官民連携プラットフォーム^{※25} に SDGs ジャパンも参加しており、多様な参加者が意見交換し、具体的な活動に取り組んでいる。しかし、SDG 11.1 や 11.2、11.3 におけるグローバル指標のデータがいまだに整備されていない。日本において地域間格差が不安要素として高まっている中で、エビデンス・ベースのレビューがされなければ、施策の乱立になることが想定される。SDG 11 のデータ整備を進めることが求められる。(地域)

※24：国土交通省「2019 年度駅のバリアフリー化状況」<https://www.mlit.go.jp/tetudo/content/001373596.pdf>
 ※25：内閣府地方創生SDGs 官民連携プラットフォーム <https://future-city.go.jp/platform/>

日本に断熱住宅のストックを増やし、2030年目標や2050年カーボンニュートラルに向けて実効性のある断熱政策を行うにあたり、経済的弱者に配慮した上で早期に建築物の義務化が重要である。地域に根付いた再生可能エネルギー導入の取り組みを支援し、分散型電源の特徴でもある災害に強い街づくりを推進することで温暖化への緩和と適応を同時に行うことができる。(ユース：SDG 11.7)

12 つくる責任
 つかう責任


SDG 12

持続可能な生産と
 消費の形態を確保する

SDG 12.6 「特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する」の進捗を測るグローバル指標 12.6.1 は、「持続可能性に関する報告書を発行する企業の数」というものである。日本政府は提供できるデータがない、と報告しているが、持続可能性に関する報告書(統合報告書)を発行する日本の企業は、東洋経済新報社が 2020 年 7~11 月に全上場企業(約 3,700 社)と主要未上場企業を対象とした調査によれば、有効回答が得られた約 1,600 社のうち、発行済みが 348 社(31%)、作成予定が 120 社(10.7%)、未発行は 594 社(52.9%)であった。SDGs の達成に向けて、日本の企業は率先して持続可能性に関する報告書の発行を推進すべきであるものの、日系企業の統合報告書は ESG などの非財務情報についての開示内容や、財務情報との連関の説明が不十分であるものが少なくない。企業による持続可能性に関する報告書の発行を推奨するとともに、持続可能性に関する報告書の種類などを整理し、企業に発行のインセンティブを与えるような政策が求められている。(開発：SDG 12.6)

政府調達において「SDGs 調達」をまず政府自らが実践し、そして、補助や交付の形で自治体に託された資金についても、同様に SDGs 調達を進め、その状況を公開していくことが重要である。(社会的責任：SDG 12.7)



SDG 13

気候変動及びその影響を 軽減するための緊急対策を講じる

気候変動緩和策において、CO₂ + 他の GHG の対策評価が必要：

SDG 13.2 に関連し、日本は国が決定する貢献(NDC)や長期低排出発展戦略等を国連気候変動枠組条約事務局に提出済だが、気候変動による被害を防ぐためには、CO₂ だけでなく全 GHG の削減が必要であることから、グローバル指標 13.2.2 Total greenhouse gas emissions per year の通り、CO₂ のみならず全 GHG 排出量の傾向と対策効果を考慮・評価する必要がある。COVID-19 によってテレワーク導入等の変化が生じているが、可能ならば、GHG の排出傾向や削減策にどのような影響が予測されるかも加味するべきである。(環境：JACSES)

気候変動適応策において、SDGs「誰一人取り残さない」観点からの評価も必要：

SDG 13.1 ~ 13.3 に関連して、気候変動の影響は一般的にリソースに乏しい脆弱層が受けやすいと指摘されている。また、途上国支援については SDG 13.a や 13.b で示されている。「誰一人取り残さない」観点から、13.b に記載されているように、気候変動の影響に脆弱な国(後発開発途上国や小島嶼国)や国内外問わず脆弱なグループ(女性、若者、地方及び社会的に疎外されたコミュニティ等)に対する支援も評価に加味する必要がある。なお、COVID-19 によって失業や貧困といった社会の脆弱性が露わになっているため、気候変動へのレジリエンス強化において、COVID-19 がどのような影響を与えたのかも考慮すべきである。(環境：JACSES)

パリ協定に基づく「脱炭素社会」の実現を：

日本は、2030 年に 46%削減(2013 年度比)、2050 年ネットゼロの GHG 排出削減目標を掲げているが、その実施のための道筋は十分に描けていない。パリ協定では、今世紀後半に GHG の排出を「実質ゼロ」にすることに合意した。そのための各国の行動は、日本を含め、現在全く足りないと指摘されている。これを締結した日本は、さらなる行動強化のため、パリ協定と整合的に実施を進めていくプロセスを国内で導入し、脱炭素化のための省エネ・再エネ・燃料転換、さらにあらゆる部門での対策を強化する必要がある。

国内外におけるフロン・メタン等の CO2 以外の GHG 削減対策の強化：

気候変動による被害を防ぐには、できるだけ多くの GHG を世界全体で迅速かつ効率的に削減する必要がある。世界全体の GHG 排出量の約 3 割は、CO2 以外がエネルギー起源である GHG が占める。メタンは世界の排出量の 15% 以上を占める。フロン類は、温室効果が同量の CO2 の数百～数万倍もある。CO2 以外の GHG の途上国での削減はコストがそれほど高くないとの試算もあるが、コストが高いとの先入観もある。気候変動枠組み条約（以下、UNFCCC）ではフロン類のうちハイドロフルオロカーボン（HFC）が扱われるため、モントリオール議定書対象フロンであるクロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）対策が注目されないことも課題である。よって、コスト計算も含む研究を進めつつ、フロン・メタン等の他の GHG の国内外対策支援の強化も急務である。

自然生態系の機能を活用した、GHG の排出削減の推進：

途上国の熱帯雨林やマングローブ等の自然生態系は、多くの炭素を貯留している。これらの生態系を保全・回復することで、世界の気温上昇を 2 度未満に抑えるために必要な GHG の排出削減の 30% が達成できるが、途上国への気候変動対策資金のうち 2% しかこの分野に配分されておらず、ポテンシャルに見合った排出削減がされていない。日本政府には、途上国の自然生態系の保全により多くの資金を配分することを求める。この分野への資金量を増やすためには市場メカニズムの活用も有効である。

途上国脆弱層を含む気候変動適応策の確保：

国内外での異常気象による被害の頻発が地球温暖化の進行と深く関連しているとの認識は広がりつつあり、これらの被害を最も受ける国内外脆弱層や貧困層を含む適応策のさらなる推進と支援が必要である。（環境）

SDG 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する：

DRR と生物多様性保全を両立するため、グリーンインフラなど「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）」に資する事業をより一層進める必要がある。

SDG 13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む：

現状の 2030 年目標は「2050 年 1.5°C 未満」に対して不十分である。サンゴ礁生態系は IPCC 1.5°C 特別報告書にも記載されたように、1.5°C の気温上昇でも甚大な被害を被る。ゆえに可能な限り気温上昇を抑制する目標を定めるとともに、それを達成しうる政策を取る必要がある。（環境：コーラル・ネットワーク）



SDG 14

持続可能な開発のために
海洋・海洋資源を保全し、
持続可能な形で利用する

海洋生態系が抱える課題と保全の推進：

海洋ごみによる海洋環境の生物多様性の劣化や海岸機能の低下が問題になっている。海洋生態系が抱える課題は海洋プラスチック問題に限らず、気候変動の影響によるサンゴ礁など脆弱な生態系への負荷やウミガメの絶滅危惧リスクの増加が深刻である。また、日本の漁業生産量は、1984年にピークに達した後減少傾向であり^{※26}、さらに、工業排水や生活排水の流出等を原因とする富栄養化が引き起こす海洋汚染^{※27}など多くの課題がある。このように海洋生態系の劣化は甚大であるにも関わらず、水産庁が策定している海洋生物多様性戦略は2011年の制定後は見直しが行われておらず、定期的な点検もなされていない。また、水産庁と環境省が共同して2017年に海洋レッドリストを作成しているが、情報不足と判断された種数が半数を占めているなどの課題がある^{※28}。

以上の現状を踏まえ、以下の提言をする。

- ▷ 海洋生物多様性戦略の見直しと改訂、戦略計画の定期的な点検の実施。
- ▷ 海洋生物レッドリストの調査種数の増加、レッドリスト作成後の運用、継続的なモニタリング、評価・更新・見直しの定期的な実施。
- ▷ 次世代に漁業や食の伝統を確実に引き継いでいくためにも持続的な水産資源利用を進め、過剰漁獲や密漁対策を強化し、漁業法の改正に伴い検討されている漁獲可能量(TAC)魚種増加のために必要な調査と選定作業を加速させ、漁業資源管理の強化。
- ▷ 保護地域の目標が期限内に達成されたことは評価できるものの、日本が「自然と人々のための高い野心連合」へ参加したことから更なる保護区の設定は不可欠であり、継続的な新たな保護区の設定と管理の実施強化。(ユース：SDG 14.2, 14.5, 14.6)

※26：水産庁水産政策の改革について（改正漁業法等の制度運用）2019年、p.4。<<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/suisankaikaku-24.pdf>>（2021年4月21日最終閲覧）
 ※27：国立研究開発法人 国立環境研究所環境技術解説 富栄養化対策（発生源対応）2012年。<<https://tenbou.nies.go.jp/science/description/detail.php?id=105>>（2021年4月21日最終閲覧）
 ※28：環境省「プレスリリース：環境省版海洋生物レッドリストの公表について」2017年。<<https://www.env.go.jp/press/103813.html>>（2021年4月21日最終閲覧）

- ・瀬戸内海などでは厳しい排水基準の設定による海洋の富栄養化抑制が成功している。その一方で、沖縄などにおいて農地からの土壌（赤土）および栄養塩流出、畜産のし尿の未処理 / 処理不十分な排水流出、家庭・事業者における浄化槽普及不十分による汚染の流出などについて、十分な対策が取られていない。海水温上昇により大きなストレスを受けているサンゴ礁生態系にさらなるローカルストレスを与えているのが現状である。早急に排水処理設備の適切な導入・運用の普及が必要である。(SDG 14.1)
- ・2021-2030年は「国連生態系回復の10年」および「国連海洋科学の10年」である。後者については日本委員会が立ち上がり、「海洋科学の10年わが国の取り組み事例集」が発行されている^{※29}。前者についても、同様に推進組織を立ち上げ、国連海洋科学の10年日本委員会と共に、海洋分野における生態系再生を加速するべきである。(SDG 14.2)
- ・海洋産業への影響緩和に早期に取り組むために、海洋酸性化が水産資源および観光等に与える影響について、科学的知見の獲得およびその関係者への普及を加速する必要がある。(SDG 14.3)
- ・改正漁業法に定めたTAC魚種見直しなどの資源管理について、政府と事業者が連携して進める必要がある。(SDG 14.4)
- ・違法・無報告・無規制(IUU)漁業で得られた水産資源が国内に安く輸入されることで、国内水産業が圧迫されている。トレーサビリティやデューデリジェンスを強化・実践する政策を取るべきである。(SDG 14.4)
- ・議論が進んでいるポスト2020生物多様性枠組では、2030年に30%を保全する、という目標が案として挙げられている。現在、日本は新設した沖合海底自然環境保全地域により10%目標を達成したが、その中には漁業者による資源管理海域が多く含まれており、さらなる追加には政策的な強化が必須である。海洋基本計画の見直しなど、海洋の利用・保全にかかる全体像の中で、保全海域拡大策を位置づけ、取り組みを進めるべきである。(SDG 14.5)
- ・沿岸生態系は陸上由来の汚染や海洋から流れ着く漂着物(海洋プラスチック)など

※29：国連海洋科学の10年わが国の取り組み事例集 <https://future-city.go.jp/platform/>

に大きな影響を受ける。しかし、その規制や対策が不十分な地域では、小規模・沿岸零細漁業者は自らの努力で自衛するしかなく、著しく不利益を被っている。海岸漂着物処理推進法に基づく漂着物の処理の加速に加え、陸上における汚染源の抑制について、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実行計画をより多くの自治体で制定するよう支援するなど、取り組みの拡大を進める必要がある。(SDG 14.b)

- ・公海における生物多様性保全およびそれによる海洋資源保全と持続可能な利用に向け、国家管轄権外区域における海洋生物多様性に関する国際条約の議論を早急に終結させ、条約発効及び条約批准を進めるべきである。(SDG 14.c) (環境：コーラル・ネットワーク)



SDG 15

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、
 持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、
 ならびに土地の劣化の阻止・回復及び
 生物多様性の損失を阻止する

SDGs に組み込まれた生物多様性愛知目標の後継について COP15 に向けて議論が進んでいる。愛知目標を取りまとめた国として、次期目標づくりや実施に取り組むためにも、日本としての評価を活かしたい。

SDGs の生物多様性の目標群は 2020 年までとなっていて、2030 年までの目標設定がない。ポスト 2020 枠組みを SDGs の生物多様性関連目標の更新と位置付ける必要がある。ポスト 2020 枠組みの内容については、保護地域の拡大、農林水産業での取組加速や企業による生物多様性への配慮やポジティブインパクトへのコミットなど意欲的な目標設定について各国首脳級の発信が相次ぐ中、日本は環境大臣の発信にとどまっている。菅首相の力強いメッセージが必要である。

金融のイニシアティブからパリ協定達成する動きは急加速しているが、金融面から生物多様性関連目標達成を支えるためのルールメイキングも始まっている（TNFD：Taskforce on Nature-related Financial Disclosures（自然関連財務情報開示タスクフォース））。日本はこの動きに出遅れているため、NGO や企業、金融機関等を交えた検討が必要である。（環境：IUCN-J）

COVID-19 は、野生動物を発生源とする人獣共通感染症であり、この発生要因の 1 つとして、違法・ハイリスクな野生生物の取引と消費が挙げられており、野生生物の需要を削減し、安全基準を支えるために消費者の行動を変えることが求められている^{※30}。環境省が「野生鳥獣由来の人獣共通感染症対策基盤事業」を実施している^{※31} が、省庁横断型でのワンヘルスアプローチに関する施策は不十分である。また、野生生物と人の軋轢により生じる影響は動物由来感染症の発生に限らず、野生生物の健康を維持するためにも適切な保護が必要とされている。昆虫、ほ乳類、鳥類、両生類、爬虫類などの普通種は絶滅危惧種や天然記念物に登録されない限り保護の対象とはならない^{※32※33}。これらの現状を踏まえ、以下の提言をする。

※30：WWF-International「日本語版：報告書『COVID 19 Urgent Call to Protect People and Nature』2020 年、p.14、p.32。
 <https://www.wwf.or.jp/activities/data/20201118_Wildlife01.pdf> (2021 年 4 月 21 日最終閲覧)
 ※31 SDGs 推進本部『SDGs アクションプラン 2021～コロナ禍からの「よりよい復興」と新たな時代への社会変革～』2020 年、p.45。
 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/SDGs_Action_Plan_2021.pdf> (2021 年 4 月 21 日最終閲覧)
 ※32：環境省『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 - 環境省』2014 年。<https://www.env.go.jp/nature/choju/law/pdf/H26_hogohou.pdf> (2021 年 4 月 21 日最終閲覧)
 ※33：環境省『次期生物多様性国家戦略研究会国家戦略研究会第 5 回議題に対する意見【論点 / 提言】』2020 年。
 <http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/5/files/5-9-9_teigen5_ngo.pdf?fbclid=IwAR1qQtCzarpRK4xUEYf7KNFSzfnYtYfb.ydeELdqMhApcS6beFD1NSQj3U> (2021 年 4 月 21 日最終閲覧)

- ・人獣共通感染症による次なるパンデミックを予防するための野生生物取引規制の強化
- ・人・動物・自然の健康を維持増進させるため、ワンヘルスアプローチを重視した環境保護を省庁横断型で取り組む施策の推進
- ・鳥獣保護法の改定など普通種を絶滅危惧種にさせないための措置の拡充
- ・ロードキルにより被害を受けた野生生物種や個体数のモニタリング拡充とデータ公表
- ・生物多様性に関連する情報やデータに誰もが容易にアクセスできる利便性の高い仕組みの構築

各主体による生物多様性の普及啓発といった取り組みの強化など「生物多様性の社会への浸透」に向けた進捗がある中、目標値 75% 以上に設定していた「生物多様性」の言葉の認知度は、51.8%と目標値を下回る結果となっている^{※34}。日本では生物多様性を含む自然環境と人との共存の重要性を認識した上での行動が不十分であり、社会変容に向け、生物多様性劣化の直接要因と間接要因への対処が提示されている。この介入点のうち「教育及び知識の形成と共有の促進」やステークホルダーとの合意形成といった「保全における正義と包摂の実践」に該当する施策は多く実施されているが^{※35}、その他に関しては十分な施策が実施されず進展が見られない^{※36}。生物多様性国家戦略 2011 - 2020 での課題を活かし、「生物多様性」の言葉の認知度を向上させるための施策の強化、そして、生物多様性保全のための活動への関心の低迷や間接的要因を改善し、人々の当事者意識を高めるためのアプローチの推進が重要である。（ユース：SDG 15.5, 15.9, 15.a）

※34：環境省『生物多様性国家戦略 2012-2020 の実施状況の点検結果』2021 年、p.3 <<https://www.env.go.jp/press/files/jp/116009.pdf>> (2021 年 4 月 21 日最終閲覧)
 ※35：環境省『生物多様性国家戦略 2012-2020～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～』2012 年、<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/files/2012-2020/01_honbun.pdf> (2021 年 4 月 21 日最終閲覧)
 ※36：環境省『生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021 (JBO3: Japan Biodiversity Outlook) 政策決定者向け要約報告書』2021 年、p.7<<https://www.env.go.jp/press/files/jp/115844.pdf>> (2021 年 4 月 21 日最終閲覧)



SDG 16

持続可能な開発のための平和で
包摂的な社会を促進し、すべての人々に
司法へのアクセスを提供し、
あらゆるレベルにおいて効果的で
説明責任のある包摂的な制度を構築する

SDGs 全体の達成を下支えする目標 16 について、外務省のウェブサイト「JAPAN SDGs Action Platform」に掲載されている「グローバル SDG 指標による進捗の測定」によると、「現在、提供できるデータはありません」と表示される指標が 24 件中 12 件あり、VNR での報告や最新の進捗状況を内外に示すために、早急なデータの開示・掲載が必要である^{※37}。

グローバル指標はターゲットの進捗状況を直接的に示すものばかりではない。例えば、SDG 16.10「国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する」に対応するグローバル指標 16.10.2「情報へのパブリックアクセスを保障した憲法、法令、政策の実施を採択している国の数」(定義：情報へのパブリックアクセスを保障した憲法、法令、政策の実施の採択の有無)について、日本政府は、「日本には『行政機関の保有する情報の公開に関する法律』(平成 11 年法律第 42 号)があり、何人も、同法の定めるところにより、行政機関の長に対し、行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。したがって、日本は情報へのパブリックアクセスを保障した憲法、法令、政策の実施を採択しているといえる」と報告している。すなわち、グローバル指標を満たしていると報告しているが、実態としては、情報へのパブリックアクセスを保障した制度は確立されているものの、防衛省による自衛隊の日報廃棄や隠匿、経済産業省による行政文書の改竄・隠蔽などの事件が報じられ、また、行政側からの情報開示は個人情報以外も黒塗りされるなど、恣意的な範囲に限られており、運用上の課題が指摘されている。このことから、グローバル指標を補完する国内指標の設定が必要である。例えば、「情報開示請求の件数」、「開示決定の割合」、「期限を超過した件数」、「非開示部分を含む情報開示の場合、文書全体に占める非開示部分の割合」の採用を提案する。また、同ターゲットの「基本的自由を保障する」という箇所に関連し、「自分の考えを自由に発言できると考える人の割合」、「市民社会組織に自由に参加できると感じていると回答した人

※37：JAPAN SDGs Action Platform <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal16.html>

の割合」、「政府は、報道・メディアの自由、一般の人々が家庭や公共の場で政治的な問題を議論する自由、学術的・文化的な表現の自由をどの程度尊重しているか」などを、国内指標として設定することを求める。

SDG 16.a「特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。」に設けられたグローバル指標 16.a.1「パリ原則に準拠した独立した国内人権機関の存在の有無」について、日本政府は「存在しない」と報告している。国内人権機関（以下、NHRI）は、人権を推進し保護する憲法または立法義務を有する国が設立した独立行政機関である。NHRI は国の行政組織の一部であるが、政府とは独立して活動する。NHRI の一般的な役割は、あらゆる形態の差別に対処するとともに、公民権、政治的、経済的、社会的及び文化的権利の保護を促進することである。NHRI の核となる機能には、苦情処理、人権教育、法改正に関する勧告などがある。効果的な NHRI は、政府と市民社会の間の重要なつながりである。それらは、個人の人権と国際法上の国の義務との「保護のギャップ」を橋渡しすることに大きく貢献している。人権委員会、人権オンブズマン機関、ハイブリッド機関、諮問機関、研究所およびセンター、複合機関など、世界各地に 6 つの NHRI のモデルが存在する。この指標は、これらのモデルのいずれかが国に存在し、違反を防止し是正するなど、人権を保護し促進するために独立して機能しているかどうかを表している。

日本政府は、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)からの勧告に基づき、一刻も早く独立した国内人権機関を設立し、人権の保護、救済に努めるべきである。

日本政府は、SDG16.2 の促進を目指して設立された「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ」(GPEVAC)に 2018 年に加盟し、省庁・市民社会・民間企業・専門家・国際機関等から構成されるマルチステークホルダープラットフォームを立ち上げ、「子どもに対する暴力撲滅国内行動計画(NAP)」の策定を行った。NAP 策定にあたっては、子ども自身が意見を投じる機会も設けた。

しかし、NAP はデータに基づく目標設定が行われていないなどの課題を有する。NAP 策定後は、マルチステークホルダーにて指標の設定や進捗状況のモニタリングを行う仕組みの構築に加え、暴力撤廃に向けた取り組みを子どもの参加を得て確実に実施することが必要である。

さらに、これらの動きを背景に、2020 年 6 月に児童福祉法等改正法が成立して体罰

禁止の法定化はされたものの、心理的な罰が含まれていないことや、民法上の懲戒権が依然として残っている等の課題が残っていることから、引き続き対応が求められる。
(開発)

以下の国際指標において障害者に関するデータを示すことが求められているが、日本政府による発表では示されていない。進捗を示す指標が、男女別や年齢別のみで示され障害者が外されることで、障害者が直面する課題やそれに対する取り組みも示されず、取り残される懸念がある。

- 1.3.1 社会保障制度によって保護されている人口の割合
- 4.a.1 適切な設備等が利用可能な学校の割合
- 8.5.1 労働者の平均時給
- 8.5.2 失業率
- 10.2.1 中位所得の半分未満で生活する人口の割合
- 11.2.1 公共交通機関へ容易にアクセスできる人口の割合
- 11.7.1 利用できる公共スペースの割合の平均
- 11.7.2 身体的又は性的ハラスメントの割合
- 16.7.1 公的機関におけるポジションの割合
- 16.7.2 意思決定が包括的かつ反映されるものであると考えている人の割合

新幹線への車椅子フリースペースの導入や民間企業による障害者雇用数の増加など、国連障害者権利条約の批准・履行への日本の真摯な対応は国際的にも評価されるべきものであり、SDGsの指標に照らしても2015年時点より向上しているものが多くある。代替指標を設定する場合においても障害者をデータに含め、障害者が置かれている状況の正確な把握と取り組みの評価を求める。これら代替指標は、障害者団体との協議のうえ設定されることが重要である。(障害：SDG 16.7.1, 16.7.2)

日本では、地方自治体によって、住民が自ら発見した課題を一定のプロセスを経て地方自治体の政策に取り入れ、その担い手にもなっていく「住民提案型事業」が制度化されている。これは、SDG 16.6の透明性で説明責任ある能力の高い行政機関、および16.7にある「参加型意思決定」の実例ということができる。例えば、岡山市で実施されている「住民提案型モデル事業」はLGBTIQの行政参画や長期入院を余儀なくされている児童の教育へのアクセスの保障を進めている。鳥取県智頭町が設けている「百人委員会」は山村の自然を活用した幼児保育の実現や、山村の自然資源を持続的に活用する自伐型

林業の訓練拠点の設置を進めている。これらは SDGs を体現する具体的な事業へと結びついており、SDG 16.6、16.7 および 17.17 が地方政府の政策に高められた好事例である。(SDGs ジャパン)

日本が SDGs の達成に向けて世界を牽引していくには、国内課題への取り組みだけでなく、他国の平和や人権、民主主義を積極的に支援すべきだと考える。特に最近では、ミャンマーで NLD (国民民主連盟) と国軍の政権を巡る対立が深まり、国軍による市民の人権蹂躪は国際社会にとって大きな懸念となっている。民主主義や法の支配、人権尊重を推進する日本政府として、ミャンマー市民の生活を保護するための人道・医療支援の強化をする一方、その他の ODA 事業の一時停止を行うことを求める。5 月 21 日の外務大臣記者会見では継続中の ODA 事業の見直しの可能性を示しているが、その方針の明確化を含め、ミャンマーの民主化のために引き続き日本政府に対して早急かつ積極的な対応を求める。さらに、今後の新規 ODA 案件に関しては、それにより国軍関連企業が経済的利益を得ないよう用途の定期的なモニタリングを行うことを求める。また、軍事クーデターと治安部隊による民間人への暴力の現状を鑑みて、帰国の延期を望む在日ミャンマー人の方々に対し滞在期間の延長を許可する措置を取ることも人権の保護に繋がると考える。(ユース：SDG 16.a)

世界や日本の若者に関わる現状と評価：

COVID-19 の流行により、国内外において、21 世紀において類を見ない不安定な非正規雇用、賃金の下落等(SDG 8)が見られた^{※38}。社会面においては、子どもや若者^{※39}、女性^{※40} を含む脆弱層(SDG 5、16 など)に対する心理的・物理的暴力を受ける件数が増大したり、若い世代の自殺の件数が増加(SDG 3 など)^{※41} したりするなど、個人の精神衛生や社会やレジリエンスが著しく低下していることが明らかになった。若者という社会集団は、将来の世代として行動を起こしていくステークホルダーであると同時に、現在の不安定な社会において、その複合的な影響を受けやすい脆弱な層とも言える。そのような危機的状況に対して、若者の団体が提言活動を行なった事例が複数存在する^{※42}。

他方で、社会課題に対する日本の若者の貢献は個人的かつ自発的なものにとどまっていたり公式の会合において若者のためのスペースが設けられていないことが多い。さらに、その貢献の成果が政策に反映されているとは言い難い。

※38：日本総研「新型コロナの影響を強く受ける低賃金労働者—失業期間長期化で所得格差拡大の懸念—」2020 年 12 月 25 日。(2021/03/25 閲覧可能)

※39：朝日新聞「児童虐待の通告、初の 10 万人超 検発も最多 2131 件」2021 年 2 月 4 日。<https://www.asahi.com/articles/ASP2432Z7P22UTIL03R.html> (2021/03/25 閲覧可能)

※40：NHK News「DV 警察への相談件数 去年は過去最多 “外出自粛で潜在化も”」2021 年 3 月 4 日。<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210304/k10012896781000.html> (2021/03/25 閲覧可能)

※41：厚生労働省「令和 2 年における自殺の状況」2021 年 3 月 16 日。<https://www.mhlw.go.jp/content/R2kakutei-01.pdf> (2021/03/25 閲覧可能)

※42：例えば、第 5 次男女共同参画基本計画策定に伴うユース提言(内閣府手交)、環境大臣とのポストコロナ社会における環境政策に関する意見交換会、環境省・経済産業省開催の共同会合でのカーボンニュートラルに関するヒアリング会合、SDGs の北東アジアレベル会合などが挙げられる。これらの提言の機会は多くがオンラインで行われ、政府等と若者のオンライン上の意見交換の機会は徐々に定例化しつつある。

若者の意見が政策等に反映されていない根本的背景には、政策の意思決定や政策モニタリングの場において若者をステークホルダーの一つとして位置付ける制度や仕組みが整備されていないことが一因である。

若者自身が行動を起こしていくにあたって、社会活動の流動性^{※43}や資金不足以外にも、若者の活動の地域間格差も背景の一つとして考えられる。地方においては、SDGsに関心を持ち、行動に移そうとする際に、同じ目標を共有する同世代が少なく活動が進まなかったり、情報が十分に届かないといった課題も存在する。(ユース)

※43：例えば、学生時代に社会課題に取り組んでいたが、卒業後社会人として多忙になったためにそのような社会課題に関して継続的に取り組めない、あるいは取り組みが短期的なものになってしまうというケースが多く見られる。



SDG 17

持続可能な開発のための
実施手段を強化し、
グローバル・パートナーシップを活性化する

ODA を含む開発資金の増額：

グローバル指標 17.2.1「OECD/DAC による寄与の GNI に占める純 ODA 総額及び後発開発途上国を対象にした額」について、2019 年のデータでは「ODA 合計(純額ベース)の対 GNI 比」は 0.22、「LDCs 向け ODA(純額ベース)の対 GNI 比」では 0.10 であった。前者は MDGs 時代からの国際合意である 0.7 に遠く及んでいない。また、同指標が含まれる SDG 17.2 について、「ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討すること」とあり、日本政府はこの進捗および達成期限である 2030 年に向けた道筋を明確にする必要がある。

グローバル指標 17.3.1「海外直接投資(FDI)、ODA 及び南南協力の国内総予算に占める割合」および 10.a.1「後発開発途上国や開発途上国からの輸入品に適用されるゼロ関税の関税分類品目(タリフライン)の割合」について、開発のためのリソースのフロー(O DA、FDI、南南協力、その他)における日本の ODA、その他の政府資金(OOF)および民間資金(PF)の寄与率の現状を記載し、目標を明確化させることを求める。(開発：SDG 17.2, 17.3)

マルチステークホルダー・パートナーシップに関して、SDGs 推進円卓会議などは市民社会を含めたマルチ・ステークホルダー・プロセスで進められているが、経済成長、地方創生、国際協力といった領域では、NGO/NPO、市民社会の参画がまだ十分ではなく、今後、より徹底されることを求める。(社会的責任：SDG 17.16、17.17)

SDG 17.16, 17.17 における地域、先住民等、MGoS に基づくマルチステークホルダー・パートナーシップ構築の野心的な目標設定が求められている。

- (1) 政府が発表するグローバル指標では「国際的な合意を得た定義又は算出方法が国連から公表されていない指標」となっているが、国内の市区町村予算の中での「行政と市民活動団体等が協働して取り組む事業に対する交付金制度」や「行政提案

型市民協働事業」などの官民パートナーシップへコミットした予算(日本円)の額をポイントとして上げ、各市区町村レベルで確認できることを求める。

(2) 地域住民参加によるローカル指標の策定へのさらなる推進と振り返り：

政府による自治体 SDGs 推進のためのローカル指標検討 WG で検討がなされ、2019 年の夏に更新版が発表されている。これは、ローカル共通指標(どの自治体にも適用されるローカル指標)の取り組みである。ローカル独自指標(個々の自治体が地域のステークホルダーと連携し、独自につくる指標)の検討は、SDGs 未来都市に選定された自治体があげた KPI の整理と分析以外にも多くの可能性がある。この WG を拡充し、市民社会の参加できる環境づくりが重要である。

例えば、地域課題を踏まえた地域目標づくりとその進捗を測るローカル指標策定が、黒部市、静岡市、富山市、調布市などで始まっている。人口減少と高齢化を背景に地域の担い手が減少する中、地域の持続可能性を向上させる目標と指標を参加型で策定し、広く市民と共有することを目指している。地域活動を推進させ、住民参加と地域内のパートナーシップの促進に有効である。

(3) 上記(1)、(2)を進めるために、例えば国際的なメガイベント(2021 年オリンピックや 2025 年万博)が開催される地域の行政と NGO/NPO が、SDGs を実践するための対話を行うことが挙げられる。

(参考：外務省地球規模課題総括課の資料「2021 年版VNRの構成(案)」の「5. 国内の SDGs 推進体制・主な取組(3)8つの優先課題と主な取組」)

2025 年の開催が予定される大阪万博は、そのゴール・コンセプトとして「SDGs + beyond」を掲げている。日本が博覧会国際事務局に提出した登録申請書には「SDGs 達成に向けた世界各国による取組の中間地点と位置づけて進捗状況を確認し、その達成に向けた取組を加速させる絶好の機会となる」と記してある。

上記の経緯を踏まえると、SDGs 達成のためのイベントであることを国際社会に宣言しており、また、イベント開催において、SDGs 万博として世界に誇れる運営の在り方、また、その進捗状況について地域の市民社会とも確認を行いながら、広く日本の社会や世界に向けて情報を共有する必要がある。

日本での国際的なイベントの開催にあたり、開催地域の市民社会を含めたマルチ

セクターをパートナーとして位置付けるべきである。(地域)

SDGs 推進体制について：

政策の立案並びにフォローアップのプロセスを含む全ての政策過程において、子どもと若者を含む周縁化された立場にある社会集団が十分に参画できるスペース（オンラインの場も含む）を保障することが重要である。

若者が持続可能な社会に向けた行動をより活発に起こすため、若者を複数の性質を併せもつ固有のステークホルダーの一つとして認識し、かつ財政的支援や地域的偏りのない情報発信や啓発活動を行うことが重要である。

若者間の調整メカニズムと協働しながら、若者とのコンサルテーションの場を継続的に設けていきたい。(ユース)

発行：2021年7月15日

発行元：(一社)SDGs 市民社会ネットワーク

所在地：〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 1-7-10 山京ビル本館 604号

メール：office@sdgs-japan.net

ウェブサイト：https://www.sdgs-japan.net/

本レポートは、一部地球環境基金の助成を受けて作成しています。



デザイン：佐藤 和広

執筆：SDGs ジャパン(各ユニットおよび会員団体)

内容に関するお問合せ

ユニット名	執筆団体お問合せ先(団体名、担当者名、アドレス)
開発	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、堀江由美子 yumiko.horie@savethechildren.org ・特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン、柴田哲子 noriko_shibata@worldvision.or.jp ・認定特定非営利活動法人国際協力 NGO センター、堀内葵 horiuchi@janic.org
障害	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人ディーピーアイ日本会議、堀場浩平 horiba@dpi-japan.org、 office_en@dpi-japan.org
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災日本 CSO ネットワーク(JCC-DRR)／ 創価学会インタナショナル(SGI)、浅井伸行 n-asai@soka.jp
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、足立治郎 adachi@jacses.org ・一般社団法人環境パートナーシップ会議、星野智子 hoshino@epc.or.jp
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・教育協力 NGO ネットワーク (JNNE)、三宅隆史 jnne@sva.or.jp ・認定特定非営利活動法人開発教育協会、中村絵乃 main@dear.or.jp

ジェンダー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益財団法人ジョイセフ(JOICFP)、神谷麻美 advocacy@joicfp.or.jp
国際保健	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動法人ウォーターエイドジャパン、高橋 郁 kaorutakahashi@wateraid.org
地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上田英司 (日本 NPO センター) ・ 特定非営利活動法人岡山 NPO センター、石原達也 npokayama@gmail.com
貧困	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人 SDGs 市民社会ネットワーク、久保田将樹 kubota@sdgs-japan.net
社会的責任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的責任向上のためのNPO/NGOネットワーク、堀江良彰 office@sr-nn.net
ユース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な社会に向けたジャパンユースプラットフォーム japanyouthplatform@gmail.com